



こども総合保険の約款

普通保険約款・特約

AIG損害保険株式会社

2021.6版 (2019年10月1日以降保険始期契約用)
(改)

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。保険約款をお届けします。
ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

平日9時から18時、土日・祝日9時から17時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は…

0120-246-145

9時から18時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602
東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL: 03-6848-8500
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

◆ 目 ◆

普通保険約款・特約

こども総合保険普通保険約款	2
第1章 基本条項	2
第2章 傷害補償条項	6
第3章 育英費用補償条項	8
第4章 個人賠償責任補償条項	8

お客様のご契約には、ご契約の保険証券またはその添付明細書の特約欄等に表示された特約がセトされています。

なお、保険証券またはその添付明細書において、下欄記載の略称を表示している場合があります。

特約名称	掲載頁
育英費用補償対象外特約	13
個人賠償責任補償対象外特約	13
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	13
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	13
入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（730日用）	13
後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）	13
手術保険金の支払条件変更に関する特約（対象手術表型）	14
地震・噴火・津波危険補償特約	16
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約	16
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約 （略称：特定感染症危険「後遺障害・入院、通院および葬祭費用保険金」支払特約）	18
新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用） （特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約がセッテされている2020年7月31日時点での有効な契約または保険期間の開始日が2020年7月31日以降である契約に上記の特約が自動でセッテされます。）	21
個人賠償責任補償条項の一部変更に関する特約	22
熱中症危険補償特約	22
細菌性食中毒補償特約	22
傷害医療費用補償特約	23
入院一時金支払特約	24
疾病入院医療保険金支払特約	24
疾病手術医療保険金支払特約（対象手術表型）	27
疾病手術医療保険金支払特約（公の医療保険準拠型）	30
疾病入院療養一時金支払特約	33
携行品損害補償特約	36
学校管理下動産補償特約	38
生活用動産補償特約	41
救援者費用等補償特約（入院条件3日型）	44
学業費用補償特約	46
進学費用補償対象外特約	47
疾病による学業費用補償特約	47
葬祭費用補償特約	49
傷害補償対象外特約（葬祭費用補償特約用）	51
地震・噴火・津波危険補償特約（葬祭費用補償特約用）	51
こども搜索費用補償特約	51
ストーカー行為等被害費用補償特約	53
被害事故補償特約	54
借家人賠償責任補償特約	62
賠償事故の解決に関する特約	64
受託品賠償責任補償特約	66
研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償特約	66
初回保険料の口座振替に関する特約	69

特約名称	掲載頁
保険料分割払特約（一般）	70
保険料分割払特約（一般団体）	71
保険料の払込みに関する特約	72
保険契約の自動継続に関する特約（分割払契約用）	72
保険契約の自動継続に関する特約（年払契約用）	73
通信販売に関する特約	73
通信販売に関する特約の一部変更に関する特約	75
長期保険特約	75
共同保険に関する特約	76
訴訟の提起に関する特約	76
保険料クレジットカード払特約	76

こども総合保険普通保険約款

第1章 基本条項

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
か 解除	当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	保険契約または被保険者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き 既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除もしくは解約された日、または保険契約が失效した日までの期間をいいます。
	傷害、損失または損害の発生の可能性をいいます。
こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項することによって当会社が告知を求めるものとします。（注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
	傷害、損失または損害の発生の可能性をいいます。
し 失効	この保険契約の全部または一部の効力を、この保険契約に適用される普通保険約款等に定める時以降失うことをいいます。
	6 親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係（注）と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。 ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者とします。 (注) 社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。
	保険券記載の被保険者をいいます。
ほ 保険期間	保険券記載の保険期間をいいます。
	この保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除または解約された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
み 未経過期間	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日にさかのばって失うことをいいます。
む 無効	この保険契約の被保険者による通知が、保険契約の締結時に既に存在する事由によって、保険契約の効力を失うことをいいます。

(2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

さ 災害救助法（昭和22年法律第118号）
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
そ 聴器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）
と 道路交通法（昭和35年法律第105号）
へ 弁護士法（昭和24年法律第205号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時（注）に始まります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故（注）による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1) の事故、第3章育英費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1) の事故および第4章個人賠償責任補償条項の個人賠償事故をいいます。以下の基本条項において「事故」といいます。

第2条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となつた事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合は保険契約締結から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除がこの保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となつた事故が発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した事故による傷害、損失または損害については適用しません。

第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 第2章傷害補償条項において、保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険契約者が保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も（1）と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（1）または（2）の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注) 1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
(注) 2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注) 3) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があつた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずして発生した傷害については適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(6) (3) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注) 2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

第4条（育英費用補償条項の扶養者の変更）

第3章育英費用補償条項において、保険契約締結の後、被保険者が扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この補償条項を適用します。

第5条（保険契約者の住所変更）

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 保険契約者が（1）の規定による通知をしなかつた場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかつたときは、当会社の知つた最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するための要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第6条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあつた場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者が以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第7条（保険契約の効力）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第8条（育英費用補償条項の失效）

第3章育英費用補償条項において、保険契約締結の後、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合は、この育英費用補償条項は効力を失います。

- ① 当会社が同章の保険金を支払った場合
- ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
- ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

- ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不正に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者による保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合算額が著しく过大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、（1）（3）アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

- ② 被保険者に生じた傷害、損失または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）（3）アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除がこの保険契約によって保険金を支払うべき傷害（注1）、損失または損害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害（注1）、損失または損害に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより、(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損失または損害については適用しません。

① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損失または損害

② 第4章個人賠償責任補償条項に基づく保険金の対象となる法律上の損害賠償金の損害

第12条（被保険者による保険契約の解約請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解約することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

- ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合

- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約

（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第13条（保険契約解除・解約の効力）

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 当会社は、第2条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合、第2章傷害補償条項の職業または職務の変更の事実（注1）がある場合または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超える場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は中途更換等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

区分	返還または追加保険料の算式
① 第2条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額を返還または請求します。 返還または追加保険料の額 = $\frac{\text{変更前の保険料}}{\text{変更後の保険料}}$

ア. 变更後の保険料（注2）が変更前の保険料（注3）よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\text{追加保険料の額} = \left(\frac{\text{変更後の保険料}}{\text{変更前の保険料}} - 1 \right) \times \frac{\text{未経過期間(注4)における日数}}{365}$$

イ. 变更後の保険料（注2）が変更前の保険料（注3）よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料の額} = \left(1 - \frac{\text{変更前の保険料}}{\text{変更後の保険料}} \right) \times \frac{\text{未経過期間(注4)における日数}}{365}$$

ア. 变更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。

$$\text{追加保険料の額} = \left(\frac{\text{変更後の保険料}}{\text{変更前の保険料}} - 1 \right) \times \frac{\text{未経過期間における月数(注)}}{12}$$

イ. 变更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料の額} = \left(1 - \frac{\text{変更前の保険料}}{\text{変更後の保険料}} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$$

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注1）第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（注2）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料をいいます。

（注3）変更前の職業または職務に対して適用された保険料をいいます。

- (注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条(1)または(2)の変更の事実が生じた日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前率(注2)の変更後率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)(1) または(2) の変更の事実をいいます。
- (注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) (1) ③の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険料等に従い、保険金を支払います。

第15条(保険料の返還－無効、失効または取消しの場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えた場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	返還保険料の算式
① 第6条(保険契約の無効) ①の規定により保険契約が無効となる場合または第9条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	保険料は返還しません。
② 第6条(保険契約の無効) ②の規定により保険契約が無効となる場合	保険料の全額を返還します。
③ 保険契約が失効となる場合または第8条(育英費用補償条項の失効)の規定により、育英費用補償条項が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$ <p>(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。</p>

第16条(保険料の返還－解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えた場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	返還保険料の算式
① 第2条(告知義務) (2)、第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)(6)、第11条(重大事由による解除)(1)または第14条(保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$
② 第11条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社が保険契約(注1)を解除した場合	

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料の額} = \text{保険料}$$

$$\times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数 (注)}}{12} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

③ 第10条(保険契約による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合
④ 第12条(被保険者による保険契約の解約請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注1)を解約した場合
⑤ 第12条(被保険者による保険契約の解約請求) (3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注1)を解約した場合

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) 返還保険料は保険契約者に返還します。

第17条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者、被保険者はまたは保険金を受け取るべき者は、事故による傷害、損失または損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 第2章傷害補償条項に基づく傷害を被った場合
ア. 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- イ. 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- ② 第3章育英費用補償条項に基づく傷害を被った場合
ア. 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは扶養者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- イ. 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- ③ 第4章個人賠償責任補償条項に基づく個人賠償事故が発生した場合
次に掲げる事項を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ア. 個人賠償事故発生の日時および場所(注)
イ. 被害者の住所、氏名、年齢および職業(注)
ウ. 事故の状況(注)
エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(注) これらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を含みます。

- (2) (1)に掲げる事項のほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による傷害、損失または損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 他人に損害賠償の請求(注1)をすむことができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の全部もしくは一部を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、第4章個人賠償責任補償条項に基づく個人賠償事故が発生した場合に、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うときを除きます。
- ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ (1)および①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
(注1) 同じ共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その実態を含みます。

第18条(事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者はまたは保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条(1)および(2)の規定に違反した場合は、それぞれの金額を差し引いて保険金を支払いません。
- ① 前条(1)および(2)④から⑥までに違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
② 前条(2)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
③ 前条(2)②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得すること

照会または調査		日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）		180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会		90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会		120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査		60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査		180日
(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。		
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。		
(注3) 単護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。		
(3) (1) や (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。		
(注) 必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。		
(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本通貨をもって行うものとします。		
第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）		
(1) 当会社は、第2章傷害補償条項および第3章育英費用補償条項に基づく事故について、第17条「事故発生時の義務」の規定による通知または第19条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社の指定する医師が作成した次に掲げる者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。		
① 第2章傷害補償条項の場合は被保険者		
② 第3章育英費用補償条項の場合は扶養者		
(2) (1) の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。		
(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。		
(注2) 収入の喪失を含みません。		
第22条（時効）		
保険金請求権は、第19条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。		
第23条（代位）		
(1) 損害が生じたことにより、保険契約者または被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を得た場合において、当会社がその損失または損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。		
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権（注）の全額		
② ①以外の場合 被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額		
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。		
(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当会社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。		
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。		
(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。		
(4) この条の規定は、第2章傷害補償条項、第3章育英費用補償条項およびこれらに付帯する特約には適用しません。		
第24条（保険契約者の変更）		
(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。		
(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。		
(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務が移転するものとします。		
第25条（保険契約または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）		
(1) この保険契約について、保険契約者はまたは死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。		
(2) (1) の代表者が定められない場合は、その所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。		
(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する義務を負うものとします。		
第26条（被保険者が複数の場合の約款の適用）		
被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。		

第27条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条（準拠法）

この普通保険契約等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 傷害補償条項

<用語の定義>

(1) この傷害補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いわゆるそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し 歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 （注）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
つ 通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。

ほ	保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

(2) この補償条項における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令	(公布年/法令番号)
け 健康保険法（大正11年法律第70号）	
こ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	
国 民健康保険法（昭和33年法律第192号）	
国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）	
し 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）	
せ 船員保険法（昭和14年法律第73号）	
ち 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外來の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この補償条項および第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注）以下この補償条項において「事故」といいます。

(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の権利者もしくは後見人の故意または重大な過失。
② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わなければその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾患または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注4）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（注2）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ、法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条 (死亡保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第12条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第12条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第5条(後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当するものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を後遺障害保険金として支払います。

④ ①から③まで以外の場合には、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{適用する割合} = \frac{\text{別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

第6条(後遺障害保険金の追加支払)

当会社は、前条の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「臓死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を

被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(注1)。

① 入院中(注2)に受けた手術の場合

$$\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5$$

(注1) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注2) 第1条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条(通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表5に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらこれらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他の被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて保険金額をもって限度とします。

第10条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が見つからないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条(他の身体の障害または疾病の影響)

(1) 被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払います。

(2) 正當な理由がない被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条(死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかつた場合は、被保険者の法定相続人死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を確認した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けるも、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次法定相続人とし

ます。

- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第3章 育英費用補償条項

<用語の定義>

この育英費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
ふ 扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
ほ 保険金	育英費用保険金をいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の育英費用保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外因の事故（注）によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この補償条項および第1章基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が、別表3に掲げる等級において1級として100%の保険金支払割合に認定された場合

(注) 以下の補償条項において「事故」といいます。

- (2) (1) ②の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて180日目における被保険者および扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

- (3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次に掲げる場合に、保険金を支払います。

① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級が第1級に該当し、100%の保険金支払割合となる場合

② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級が第1級に該当し、100%の保険金支払割合となる場合

③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級が第1級に該当（注）し、100%の保険金支払割合となる場合

(注) 重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級が第1級に該当する場合であっても、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が100%に達しない場合は除きます。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級が第1級に該当し、保険金支払割合が100%となる場合

- (5) 既に後遺障害のある扶養者が（1）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表4のいずれかに該当した場合は、当会社は、別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合が100%となる場合に、保険金を支払います。

第2条（育英費用保険金の支払額）

当会社は、前条の規定に基づいて保険金を支払う場合には、保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）の状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死後保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 扶養者に対する刑の執行

- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、扶養者が入浴中の溺水（注）によって扶養者が第1条（保険金を支払う場合）の状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、扶養者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

（3）当会社は、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）第1条（保険金を支払う場合）の損失に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

この保険契約の支払責任額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）において、他の保険契約に、支払責任額がこの保険契約の支払責任額を超えるものがある場合は、（1）②の規定中「この保険契約の支払責任額から」とあるのを「他の保険契約の支払責任額のうち最も高額となる額から」と読み替えて適用します。

第4章 個人賠償責任補償条項

<用語の定義>

この個人賠償責任補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 個人賠償事故	次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。
① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	
② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故	
	（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
さ 財物の損壊	財物の滅失、破損または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
し 敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 （注）同一敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
は 賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
賠償責任保険金額	当会社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
ほ 保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条（被保険者の範囲）

(1) この補償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の親権者
- ③ 本人の配偶者
- ④ ①から③までの同居の親族
- ⑤ ①から③までの別居の未婚の子

⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する個人賠償事故に限ります。

⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力に関する個人賠償事故に限ります。

（注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1) の本人と本人以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった個人賠償事故発生の時におけるものをいいます。

第2条（個別適用）

(1) この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1) の規定によって、第6条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき賠償責任保険額が増額されるものではありません。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内または国外において生じた個人賠償事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは日本国内において生じた軌道上を走行する陸上の乗用具（注1）の運行不順（注2）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項および第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすりリフト、ガイドウェイバス（注3）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープウェー、ティーパーフィット等座席装置のないリフト等は除きます。

（注2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注4）のみに起因するものを除きます。

（注3）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

（注4）特定の者への伝達を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による個人賠償事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた個人賠償事故

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

② 専ら被保険者の職務の用に供される勤務または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

④ 被保険者の使用人がその被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。

⑤ 被保険者が損害賠償に關し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する代位負担する損害賠償責任

⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨ 航空機、船舶（注2）、車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（注2）原動力が専ら人力であるものを除きます。

（注3）原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

（注4）空気銃を除きます。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 1回の個人賠償事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の個人賠償事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} \text{ (注)}$$

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その免責金額

② 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\text{賠償責任保険金額} = \boxed{\text{支出した費用}} \times \boxed{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}$$

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第7条（費用）

費用とは、被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

① 第1章基本条項第17条（事故発生時の義務）(2) ①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第1章基本条項第17条（2）②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 個人賠償事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した談交に要した費用

⑥ 第9条（当会社による解決）(2) の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第3条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（当会社による解決）

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。

(2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、正当な理由がなく (2) の規定による協力を応じない場合は、(1) の規定は適用しません。

第10条（先取特権）

(1) 個人賠償事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行ふものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払ふことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。

ん。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第7条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

別表1 保険金請求書類

1. 第2章傷害補償条項および第3章育英費用補償条項の場合

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院	育英費用
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者者)の事故証明書		○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書		○					○
6. 後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師(注)の診断書 (注) 育英費用保険金の場合には、被保険者および扶養者以外の医師をいいます。		○					○
7. 傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○		
8. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	○		
9. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書		○					
10. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○	○
11. 被保険者の戸籍謄本		○					○
12. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)		○					
13. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類							○
14. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○	○	○
15. その他当会社が第1章基本条項第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 第4章個人賠償責任補償条項の場合

提出書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める事故状況報告書
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者者)が発行する事故証明書
5. 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
6. 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
7. 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
8. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
9. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます)
10. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
11. その他当会社が第1章基本条項第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

別表2 第2章傷害補償条項第3条(保険金を支払わない場合ーその2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)、操縦(注3)、スキーダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職業として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量運動機(パラブレーン等をいいます。)を除きます。

別表3 後遺障害等級表

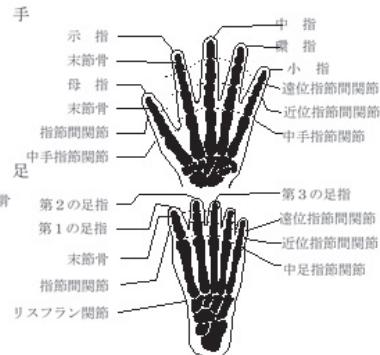
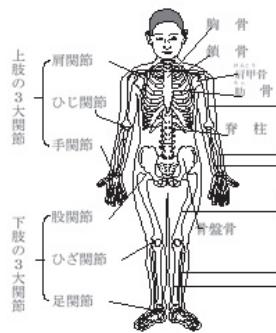
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咽しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咽しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咽しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリストフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咽しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの	50%

	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの		(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ難くなる程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すものの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すものの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すものの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部を欠損したものの (5) 鎧骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	20%	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの	4 %

| (9) 局部に神経症状を残すもの |

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分を
いいます。

注2 関節等の説明図



別表4 第3章育英費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(5) の後遺障害

- 1.両眼が失明した場合
- 2.両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 3.両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 4.1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 2.および3.の規定中「手関節」および「足関節」については別表3・注2の関節の説明図によります。

注2 2.および3.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

- 1.長管骨または脊柱
- 2.長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合に限ります。
- 3.肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、鎖骨固定带、胸部固定带、胸骨固定带、肋骨固定带、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含めません。

注1 から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

特 約

育英費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章育英費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

個人賠償責任補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金 および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約（730日用）

<用語の定義>
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
つ 通院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害補償条項第8条（通院保険金の支払）（1）または（2）に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
に 入院保険金支払限度日数	普通保険約款第2章傷害補償条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害補償条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第1条（入院保険金の支払限度日数および支払対象期間の延長）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金支払事由に該当することとなった場合に、入院保険金を支払います。
- (2) 普通保険約款第2章傷害補償条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数は730日とします。ただし、当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて730日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

第2条（手術保険金の支払対象期間の延長）

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当することとなった場合において、普通保険約款第2章傷害補償条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）に規定する手術を受けたときに、手術保険金を支払います。ただし、1回事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

① 入院保険金支払事由に該当する場合
② 通院保険金支払事由に該当する場合

- (2) 普通保険約款第2章傷害補償条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて730日以内に受けた手術に対して、手術保険金を支払います。

- (3) (2)の規定において、この特約が付帯された保険契約に手術保険金の支払条件変更に関する特約（対象手術表型）が付帯されている場合は、(1) (2)の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）

第1条（後遺障害保険金の支払条件の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる割合}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対するは、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4)および5. (2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7.から9.までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\boxed{\text{適用する割合}} = \boxed{\text{加重された後の後遺障害の状態}} \times \boxed{\text{既に存在していた身体の障害に対応する割合}}$$

第2条（育英費用保険金の支払条件の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章育英費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（注）によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者が扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この補償条項および第1章基本条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害がこの特約別表1に掲げる区分において100%の割合に認定された場合

(注) 以下この補償条項において「事故」といいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者および扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(3) 後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に該当しない後遺障害に対するは、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害の程度を認定します。ただし、同表の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4)および5. (2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害の認定を行いません。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達する場合に、保険金を支払います。ただし、後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7.から9.までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害の程度の認定は60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) (1) (2)において、既に身体に障害の存在していた扶養者が（1）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2の1.、3.、4.または5.のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用します。

第3条（学業費用補償特約の保険金の支払条件の変更）

この特約が付帯された保険契約に学業費用補償特約が付帯されている場合は、当会社は、この特約により、同特約の規定をそれぞれ次のとおり読み替え適用します。

① <用語の定義>における「扶養不能状態」の規定中「普通保険約款別表3に掲げる等級において第1級として100%の保険金支払割合に認定された場合」とあるのは「後遺障害保険金等の支

払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる区分において100%の割合に認定された場合」と読み替えて適用します。

② 第1条（保険金を支払う場合）(3)から(5)までの規定を、次のとおり読み替えて適用します。

(3) 後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に該当しない後遺障害に対しては、当会社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害の程度を認定します。ただし、同表の1.(3)、(4)、2.(3)、(4)、(4)および5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害の認定を行いません。

(4) 同一事例により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用して認定した割合の合計が100%に達する場合には、後遺障害の認定割合を100%とみなします。ただし、後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7.から9.までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害の程度の認定は60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

(5) <用語の定義>の「扶養不能状態」②において、既に身体に障害の存在していた扶養者が(1)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2の1.、3.、4.または5.のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用します。

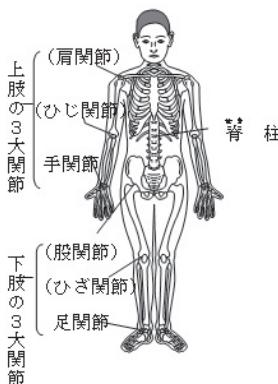
別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀しゃく、言語の障害	
(1) 咀しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

注1 7.から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図

手



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3.および4.の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。
- 注2 3.および4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

手術保険金の支払条件変更に関する特約（対象手術表型）

<用語の定義> この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

第1条（手術保険金の支払条件の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (4) 当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的としてこの特約別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\text{手術保険金の額} = \frac{\text{入院保険金の額}}{\text{手術の種類に応じた手術保険金の支払条件変更に関する特約（対象手術表型）別表に掲げる倍率（注）}}$$

(注) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第2条（手術保険金の請求権発生時期）

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章基本条項第19条（保険金の請求）(1)①の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、同条(1)①の規定は適用しません。

第3条（普通保険約款との関係）

この特約については、普通保険約款別表1の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

別表 対象となる手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm未満は除く。） (2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20 20
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、韌帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、韌帶観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。） (2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10 10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢骨観血手術 (2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	10 20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの） (2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20 20
6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	40
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	10
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。） (2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	20 40
10. 脊髄、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術） (2) 脊髓硬膜内外観血手術	20 40
11. 淋養、涙管の手術 (1) 淋養摘出術 (2) 淋養鼻腔吻合術 (3) 淋小管形成術	10 10 10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術 (2) 結膜囊形成術 (3) 眼窩プローアウト（吹抜け）骨折手術 (4) 眼窩骨折観血手術 (5) 眼窩内異物除去術	10 10 20 20 10
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術 (2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (3) 眼球摘出術 (4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術 (5) 眼筋移植術	20 10 40 40 20
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術 (2) 強角膜瘻孔閉鎖術 (3) 強膜移植術	20 10 20

15. ぶどう膜、眼房の手術

(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	20
16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術） (2) 網膜光凝固術 (3) 網膜冷凍凝固術	20 20 20
17. 水晶体、硝子体の手術 (1) 白内障・水晶體観血手術 (2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。） (3) 硝子体異物除去術	20 20 20
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術 (2) 觀血的鼓膜・鼓室形成術 (3) 乳突洞開放術、乳突削開術 (4) 中耳根本手術 (5) 内耳観血手術	10 20 10 20 20
19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。） (1) 鼻骨観血手術 (2) 副鼻腔観血手術	10 20
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの） (2) 喉頭形成術、気管形成術	40 40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） (1) 顎骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 (1) 胸郭形成術 (2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない顎部手術によるものを含む。）、横隔膜手術 (3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	20 40 10
24. 心、血管の手術 (1) 觀血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。） (2) 大動脈・大静脈、肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの） (3) 開心術 (4) その他開胸術を伴うもの	20 40 40 40
25. 腹部の手術 (1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。） (2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	40 10
26. 尿路系・副腎、男子性器、女子性器の手術 (1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。） (2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。） (3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。） (4) 陰茎切斷術 (5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術 (6) 卵管・卵巢・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経腔操作を除く。）	40 20 20 40 20 20 20

(7) 膀胱瘻閉鎖術	20
(8) 造臍術	20
(9) 腹壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘻切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘻切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・食道・気管・気管支・心臓・血管・胸・腹部臓器・尿管・膀胱・尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

特定感染症危険支払特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約をいいます。
ほ	保険金

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令 (公布年/法令番号)
か 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約ならびに普通保険約款第1章基本条項および第2章傷害補償条項の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1) の発病の認定は、診断によります。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）群衆または多数者の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当会社は、保険責任の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第4条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{普通保険約款別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を後遺障害保険金として支払います。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

地震・噴火・津波危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に對しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② (1) の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 育英費用補償対象外特約を付帯していない契約については、普通保険約款第3章育英費用補償条項第3条（保険金を支払わない場合）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、（1）に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が普通保険約款第3章育英費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の状態になった場合の損失に對しても、保険金を支払います。

(3) 学業費用補償特約を付帯した契約については、学業費用補償特約第2条（保険金を支払わない場合）（1）の規定にかかわらず、（1）に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に對しても、保険金を支払います。

(4) 疾病による学業費用補償特約を付帯した契約については、疾病による学業費用補償特約第2条（保険金を支払わない場合）（1）の規定にかかわらず、（1）に掲げる事由のいずれかによって発病した病の直接の結果として、扶養者が疾病による学業費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する扶養不能状態になった場合の損害に對しても、保険金を支払います。

第2条 (保険金の支払時期に関する特別)

前条（1）から（4）までの規定により保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、それぞれの保険金に適用される保険金の支払時期に関する規定に掲げる特別な照会または調査および日数の規定に次の区分を追加して、同条の規定を適用します。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南西地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合におけるそれぞれの保険金（注）に適用される保険金を支払うために必要な事項の確認のための調査 （注）前条（1）から（4）までの規定に基づき支払われる保険金をいいます。	365日

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	特定感染症危険支払特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする特定感染症危険支払特約付帯保険契約をいいます。 （注）その特定感染症危険支払特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ 後遺障害保険金の支払条件変更特約	後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）をいいます。
し 就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。
診断	医師（注）による診断をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

適用する割合	=	普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
--------	---	---	---	-----------------------------

第5条(後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型)

- (1) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更特約が付帯されている場合において、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、当会社は、前条の規定によらず、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{後遺障害保険金の支払条件変更特約別表1に掲げる割合}}$$

- (2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 後遺障害保険金の支払条件変更特約別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、同特約別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同じ特約別表1の(1)、(3)、(4)、2、(3)、(4)、(4)および5、(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

- (4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更特約別表1の7、から9、までに掲げる上段(注1)または下段(注2)の後遺障害に対する割合では、1段ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。

(注2) 脚および足をいいます。

- (5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更特約別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\text{適用する割合} = \boxed{\text{加重された後の後遺障害の状態に対応する割合}} - \boxed{\text{既に存在していた身体の障害に対応する割合}}$$

第6条(後遺障害保険金の追加支払)

- 当会社は、第4条(後遺障害保険金の支払)または前条の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条(保険金を支払う場合)の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

第7条(入院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金額}} \times \boxed{\text{入院した日数(注)}}$$

- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。

- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「臓死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条(通院保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金額}} \times \boxed{\text{通院した日数(注)}}$$

- (注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条(当会社の責任限度額)

- 当会社がこの特約の規定に基づき支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の額をもって限度とします。

限度額	=	保険金額	-	普通保険約款第2章傷害補償条項第5条(後遺障害保険金の支払)および第4条(後遺障害保険金の支払)または第5条(後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額
-----	---	------	---	--

第10条(普通保険約款の支払保険金に関する特則)

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第2章傷害補償条項第5条(後遺障害保険金の支払)および第4条(後遺障害保険金の支払)または第5条(後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害補償条項第5条(後遺障害保険金の支払)および第4条(後遺障害保険金の支払)または第5条(後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除して限度とします。

- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けた場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

- (4) 第7条(入院保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第11条(発病の通知)

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。

- ① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時

- ② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者が被った第1条(保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時

- ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者が被った第1条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時
イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
ウ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)

- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
(注1) 普通保険約款第1章基本条項[×]用語の定義における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (注2) 普通保険約款第1章基本条項[×]用語の定義における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、特定感染症の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは誓証の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または誓証を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは誓証を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために

必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、特定感染症発病の有無、発病の状況および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、特定感染症の程度、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断(注4)、鑑定等の結果の照会(注5)用語の定義における「診断」の定義は適用しません。	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) や(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な努力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第14条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第11条(発病の通知)の規定による通知または第12条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第12条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条 (普通保険契約との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険契約のうち次に掲げる規定は、適用しません。

- ① 第1章基本条項のうち、次に掲げる規定

ア. 第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)

イ. 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務、傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)(2)

ウ. 第17条(事故発生時の義務)

エ. 第18条(事故発生時の義務違反)

オ. 第19条(保険金の請求)

カ. 第20条(保険金の支払時期)

キ. 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

ク. 第22条(時効)

ケ. 第23条(代位)

- ② 第2章傷害補償条項のうち、次に掲げる規定

ア. 第2条(保険金を支払わない場合-その1)

イ. 第3条(保険金を支払わない場合-その2)

ウ. 第4条(死亡保険金の支払)

エ. 第5条(後遺障害保険金の支払)

オ. 第6条(後遺障害保険金の追加支払)

カ. 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

キ. 第8条(通院保険金の支払)

ク. 第9条(当会社の責任限度額)

ケ. 第10条(死亡の推定)

- (2) この特約については、普通保険契約のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故(注)による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ② 第1章基本条項第2条(告知義務)(3)(3)の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」
 - ③ 第1章基本条項第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病の」
 - ④ 第1章基本条項第2条(告知義務)(5)の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ⑤ 第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(1)①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」
 - ⑥ 第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(2)②の規定中「被保険者に生じた傷害、損失または損害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」
 - ⑦ 第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)、損失または損害の発生した」とあるのは「特定感染症(注1)の発病の」、「発生した事故による傷害(注1)、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症(注1)」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者が発病した特定感染症」
 - ⑧ 第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求-告知義務、傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ⑨ 第2章傷害補償条項第11条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」および「同条の傷害を被った後にその原因となつた事故」とあるのは「特定感染症の発病」、「同条の傷害が重大となつた場合」とあるのは「特定感染症が重大となつた場合」
 - ⑩ 第2章傷害補償条項第11条(他の身体の障害または疾病の影響)(2)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となつた場合」とあるのは「特定感染症が重大となつた場合」
- 第18条(準用規定)
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険契約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

	保険金種類	後遺障害	入院	通院
提出書類				
1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○
5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書			○	
6. 被保険者の印鑑證明書		○	○	○
7. 委任をする書類および委任を受けた者の印鑑證明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○
8. その他当会社が第13条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬費保険金」支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け	継続契約 特定感染症危険支払特約付帯保険契約の保険期間の満了日(注)を保険期間の開始日とする特定感染症危険支払特約付帯保険契約をいいます。 (注) その特定感染症危険支払特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
こ	後遺障害保険金の支払条件変更特約 後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約(後遺障害保険金支払区分表型)をいいます。
し	支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金また

	は共済金の額をいいます。
就業制限	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第4章第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。
診断	医師（注）による診断をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
と	特定感染症
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
特定感染症危険支払特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約をいいます。
ほ	保険金
	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約ならびに普通保険約款第1章基本条項および第2章傷害補償条項の規定に従い保険金を支払います。

(2) (1) の発病の認定は、診断によります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者に対する刑の執行

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害性またはこれら特性による事故

⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数者の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、保険責任の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1) の規定は、この保険契約が継続契約（注）である場合には、適用しません。

（注）第9条（葬祭費用保険金の支払）の葬祭費用保険金については、前契約にこの特約が付帯されている場合のみをいいます。

第4条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 普通保険約款別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合に乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ (1) から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{適用する割合}} = \boxed{\text{普通保険約款別表3に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

第5条（後遺障害保険金の支払—後遺障害保険金支払区分表型）

(1) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の支払条件変更特約が付帯されている場合において、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、当会社は、前条の規定によらず、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{後遺障害保険金の支払条件変更特約別表1に掲げる割合}}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 後遺障害保険金の支払条件変更特約別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、同特約別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同特約別表1の1・(3)、(4)、2・(3)、4・(4)および5・(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、その各自に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更特約別表1の7・から9・までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対する割合は、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
(注1) 腕および手をいいます。
(注2) 脚および足をいいます。

(5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更特約別表2のいづれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に応対する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

$$\boxed{\text{適用する割合}} = \boxed{\text{加重された後の後遺障害の状態に応する割合}} - \boxed{\text{既に存在していた身体の障害に応する割合}}$$

第6条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、第4条（後遺障害保険金の支払）または前条の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となつた第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金に保険証券記載の倍数を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

第7条（入院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注）}}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) 当会社は、被保険者に就業制限が課された場合は、入院したもののとみなします。

(3) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「臓死した者の身体」ととの判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。
(注2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としされたものとみなされる処置を含みます。

(4) 保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注）}}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。
- 第9条（葬祭費用保険金の支払）**
- 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度として、その費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。
- 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）**
- 前条の葬祭費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （注）当会社が保険金を支払うべき前条の葬祭費用の額のうち、保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用の額をいいます。

第11条（当会社の責任限度額）

当会社がこの特約の規定に基づき支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の額をもって限度とします。

限度額	=	保険金額	-	普通保険約款第2章傷害補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）および第4条（後遺障害保険金の支払）または第5条（後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額
-----	---	------	---	--

第12条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第2章傷害補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）および第4条（後遺障害保険金の支払）または第5条（後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害補償条項第5条（後遺障害保険金の支払）および第4条（後遺障害保険金の支払）または第5条（後遺障害保険金の支払－後遺障害保険金支払区分表型）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) 第7条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第13条（発病の通知）

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第1条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第1条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時
 - (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類の

うち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合は、生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は、①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
 - （注1）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - （注2）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、特定感染症の内容または程度等に応じて、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、特定感染症発病の有無、発病の状況および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、特定感染症の程度、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日 数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断（注4）、鑑定等の結果の照会（注5）＜用語の定義＞における「診断」の定義は適用しません。	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) やび（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注6）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- （注6）必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。
- (4) (1) または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第13条（発病の通知）の規定による通知または第14条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体の検査書の提出を求めることがあります。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検査（注7）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第17条(時効)

保険金請求権は、第14条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条(代位)

(1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、第9条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用が生じたことにより保険契約または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が葬祭費用の全額を保険金として支払った場合

保険契約または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない葬祭費用の額を差し引いた額

(3) (2)の場合において、当会社に移転せずに保険契約または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第19条(普通保険約款との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款のうち次に掲げる規定は、適用しません。

① 第1章基本条項のうち、次に掲げる規定

ア. 第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)

イ. 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求ー告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)(2)

ウ. 第17条(事故発生時の義務)

エ. 第18条(事故発生時の義務違反)

オ. 第19条(保険金の請求)

カ. 第20条(保険金の支払時期)

キ. 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

ク. 第22条(時効)

ケ. 第23条(代位)

② 第2章傷害補償条項のうち、次に掲げる規定

ア. 第2条(保険金を支払わない場合ーその1)

イ. 第3条(保険金を支払わない場合ーその2)

ウ. 第4条(死亡保険金の支払)

エ. 第5条(後遺障害保険金の支払)

オ. 第6条(後遺障害保険金の追加支払)

カ. 第7条(入院保険金および手術保険金の支払)

キ. 第8条(通院保険金の支払)

ク. 第9条(当会社の責任限度額)

ケ. 第10条(死亡の推定)

(2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故(注)による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

② 第1章基本条項第2条(告知義務)(3)の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」

③ 第1章基本条項第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病の」

④ 第1章基本条項第2条(告知義務)(5)の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

⑤ 第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(1)(1)の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」

⑥ 第1章基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求ー告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

⑦ 第2章傷害補償条項第11条(他の身体の障害または疾病的影響)(1)の規定中「被保険者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」および「同条の傷害を被った後にその原因となった事故」とあるのは「特定感染症の発病」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

⑧ 第2章傷害補償条項第11条(他の身体の障害または疾病的影響)(2)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

(3) この特約については、普通保険約款第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(2)から(4)までを次のとおり読み替えて適用します。

「

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③から今までまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者が被った特定感染症および特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第9条(葬祭費用保険金の支払)の葬祭費用に

対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が特定感染症(注)または費用の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もししくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した特定感染症(注)または費用に對しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が被った特定感染症をいいます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた特定感染症および費用については適用しません。

」

第20条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院	葬祭費用
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○	○	
5. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書			○		
6. 死亡診断書または死体検案書					○
7. 被保険者の戸籍謄本					○
8. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	
9. 葬祭費用の支出を証明する書類					○
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○
11. その他当会社が第15条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症用)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約がセットされている2020年7月31日時点でお互いに効果的な特約または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものでは、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約(特定感染症用)」が自動でセットされます。

第1条(新型コロナウイルス感染症の追加)

(1) 当会社は、この特約により、特定感染症危険支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症(注)を追加します。

(注) 病原体がペタコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります)であるものに限ります。

(2) (1)の規定は、被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した日に、新型コロナウイルス感染症が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条(定義等)第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。

② 同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。

第2条（就業制限の特則）

当会社は、この特約により、特定感染症危険支払特約の＜用語の定義＞に規定する「就業制限」に次の場合を追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき政令（注）によって準用される場合

（注）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

個人賠償責任補償条項の一部変更に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
あ アルバイト	一時的、臨時に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させる形で行う仕事をいいます。
い インターンシップ	在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいいます。ただし、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第3条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、日本国内または国外において生じた個人賠償事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊（注1）もしくは日本国内において生じた軌道上を走行する陸上の乗用具（注2）の運行不能（注3）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項および第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- （注1）情報機器等に記録された情報を含みます。以下、この補償条項において同様とします。
- （注2）汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス（注4）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトゥ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- （注3）正常な運行ができないことがあります。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注5）のみに起因するものを除きます。
- （注4）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- （注5）特定の者への伝達を含みます。

〕

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第5条（保険金を支払わない場合、その2）を次のとおり変更して適用します。

①同条①および②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔

- ① 被保険者の職務（注5）遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務（注5）の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

〕

② 同条⑥の規定は適用しません。

③ 同条の「(注4)」の規定の次に「(注5)」として次の規定を追加して適用します。

〔

（注5）アルバイトおよびインターンシップを除きます。

〕

第3条（保険金の支払額）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第6条（保険金の支払額）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の個人賠償事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出し

た額とします。ただし、1回の個人賠償事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 (注)}}$$

$$-\boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$$

② 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次条により算出した額を支払います。

$$\boxed{\text{賠償責任保険金額}} \\ \text{支出した費用の額} \times \frac{\boxed{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}}$$

③ ①ただし書の規定にかかわらず、情報機器等に記録された情報の滅失、汚損もしくはき損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき保険金額の額は、1回の個人賠償事故につき、保険証券記載の記録情報限度額または賠償責任保険金額のいずれか低い額を支払の限度とします。

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。
」

熱中症危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者が急激かつ外因による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通保険約款第2章傷害補償条項に規定する死亡保険金、後遺障害保険金（注）、入院保険金、手術保険金および通院保険金ならばに次に掲げる特約に規定する保険金を支払います。

対象なし

（注）普通保険約款第2章傷害補償条項第6条（後遺障害保険金の追加支払）の規定による追加支払を含みます。

（2）この特約が付帯された保険契約において、普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）で規定される傷害には、急激かつ外因による日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

第2条（疾病補償の特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払うべき「疾病」には、急激かつ外因による日射または熱射によって被った身体の障害は含まないものとします。

対象なし

細菌性食中毒補償特約

第1条（普通保険約款との関係）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

〕

第2条（特定感染症危険支払特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、特定感染症危険支払特約（注1）に規定する保険金（注2）を支払うべき「特定感染症」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

（注1）特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約をいいます。

（注2）葬祭費用保険金を除きます。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

傷害医療費用補償特約

用語の定義

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 一部負担金	法令等の定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
こ 公的医療保険制度 または労働者災害 補償制度	次のいずれかの法律に基づく制度をいいます。 ① 公的医療保険制度 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律 ② 労働者災害補償制度 ア. 労働者災害補償保険法 イ. 国家公務員災害補償法 ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 エ. 地方公務員災害補償法 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
さ 差額ベッド代	被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
て 転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
ひ 病院等	病院または診療所をいいます。
ほ 保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の傷害医療費用保険金額をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令 (公布年/法令番号)

け 健康保険法 (大正11年法律第70号)	
こ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号)	
高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)	
国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)	
国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)	
国家公務員災害補償法 (昭和26年法律第191号)	
さ 裁判官の災害補償に関する法律 (昭和35年法律第100号)	
し 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)	
せ 船員保険法 (昭和14年法律第73号)	
ち 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号)	
ち 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)	
ろ 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)	

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)に定める傷害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合は、被保険者が次に掲げる費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約ならびに普通保険約款第1章基本条項および第2章傷害補償条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。ただし、事故の発生の日から365日を経過した後の費用に對しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用 (注)
 ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
 ③ 被保険者以外の医師の指示により行った治療に關わる費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に關わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用
 (注) 公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。
 (2) (1) ①から③までの費用に對して、次のいずれかの給付等がある場合は、その額を、被保険者が負担した (1) の費用の額から差し引くものとします。
 ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に對して行われる治療に關する給付 (注)
 ② 被保険者が負担した (1) の費用について第三者より支払われた損害賠償金

- ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付 (注2)

(注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付 (注3) を含みます。

(注2) 他の保険契約等により支払われた傷害医療費用保険金に相当する額を除きます。

(注3) いわゆる「附加給付」をいいます。

第2条 (傷害医療費用保険金の支払額)

(1) 当会社が支払う保険金の額は、前条に掲げられた費用の総額から、1回の事故につき免責金額を差し引いた額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第1条 (保険金を支払う場合) (1) の費用に對して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、被保険者の負担した費用の額 (注) を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

被保険者の負担した費用の額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 当会社が保険金を支払うべき第1条 (保険金を支払う場合) の費用の額のうち、被保険者が実際に負担した費用の額をいいます。

(2) (1) の被保険者が負担した費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) (1) の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者は保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものと提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注1)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 (注2)

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注1) または②以外の3親等内の親族 (注2)

(注1) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、傷害の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく (5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日 (注) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由发生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注) からその日を含めて次に掲げる日数 (注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に對して通知するものとします。

照会または調査

日 数

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第6条 (時効)

保険金請求権は、第4条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条 (代位)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② (以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の全額および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第8条 (普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係)

当会社は、1回の事故であると否と問わず、死亡保険金、後遺障害保険金(注)、入院保険金、通院保険金またはこの保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金とこの特約の保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(注) 普通保険約款第2章傷害補償条項第6条(後遺障害保険金の追加支払)の規定による追加支払を含みます。

第9条 (普通保険約款との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第17条(事故発生時の義務)(1)①イ

② 第19条(保険金の請求)

③ 第20条(保険金の支払時期)

④ 第22条(時効)

⑤ 第23条(代位)

(2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故(注)による傷害、損失または損害」とあるのは「傷害医療費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)の費用」

② 第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)(3)の規定中「事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。」とあるのは「傷害医療費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対しては、変更前料率により計算した保険料によって変更後料率で契約することができる額を保険金額として支払います。」

③ 第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「傷害医療費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)の費用」

④ 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求)「告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合」(4)の規定中「事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。」とあるのは「傷害医療費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対しては、変更前料率により計算した保険料によって変更後料率で契約することができる額を保険金額として支払います。」

⑤ 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第19条(保険金の請求)」とあるのは「傷害医療費用補償特約第4条(保険金の請求)」

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める傷害状況報告書	
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 費用を支払ったことを示す領収書	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 診療明細書	
9. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	
11. その他当会社が第5条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

入院一時金支払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ほ 保険金額	保険証券記載の入院一時金額をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が事故によって普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金額の全額を入院一時金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の支払いに限ります。

① 普通保険約款第2章傷害補償条項第7条(入院保険金および手術保険金の支払)の規定により入院保険金が支払われること。

② 実際に入院した日数が保険証券記載の日数を超えていること。

(2) (1) の規定にかかわらず、入院した初日に退院(注)した場合には入院一時金を支払いません。

(注) 病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念している状態がやんだあと、病院または診療所を出ることをいいます。

(3) 被保険者が入院一時金の支払の対象となる期間中にさらに入院一時金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院一時金を支払いません。

第2条(保険金の請求)

この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が保険証券記載の日数を超えて入院した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第3条(普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章基本条項第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第19条(保険金の請求)」とあるのは「入院一時金支払特約第2条(保険金の請求)」

② 第1章基本条項第22条(時効)の規定中、「第19条(保険金の請求)(1)」とあるのは「入院一時金支払特約第2条(保険金の請求)」

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

疾病入院医療保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け 繙続契約	疾病入院医療保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とする疾病入院医療保険金支払特約付保険契約をいいます。 (注) その疾病入院医療保険金支払特約付保険契約が終了日前に解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢(注)をい

	いいます。 (注)満年齢とします。	
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
	疾病入院医療保険金支払特約付保険契約	この特約を付した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	疾病入院医療保険金日額	保険証券記載の疾病入院医療保険金日額をいいます。
	疾病を被った時	診断(注)による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断(注)により初めて発見された時をいいます。 (注)被保険者以外の医師による診断をいいます。
	傷害	普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいいます。
と	初年度契約	継続契約以外の疾病入院医療保険金支払特約付保険契約をいいます。
と	同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病(注)のことをいいます。 (注)病名が異なる場合を含みます。
に	入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日(注)までの期間中の延日数をいいます。 (注)いずれもその日を含みます。
ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ. 上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金	疾病入院医療保険金をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)

い	医療法(昭和23年法律第205号)
か	介護保険法(平成9年法律第123号)
け	健康保険法(大正11年法律第70号)
こ	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
し	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
せ	船員保険法(昭和14年法律第73号)
ち	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

第1条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日(注1)の午後4時(注2)に始まります。 (注1)この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。 (注2)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
 - ② 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病
- (4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条(疾病入院医療保険金の支払)(1)の入院を開始した場合は、保険金を支払いません。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として入院(注)を開始した場合に、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(注)美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査のための入院などは含みません。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

(1) 当会社は、保険期間中に被保険者が第5条(疾病入院医療保険金の支払)(1)の入院を開始した場合に限り、保険金を支払います。

(注)第5条(3)の規定により1回の入院とみなした2回以上の入院については、この保険契約の保険期間との関係にかかわらず、最初の入院の開始時に開始したものとみなします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時は保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(4) 疾病を被った時は保険期間の開始時(注)より前であっても、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に開始した入院については、保険期間の開始時(注)以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

(注)この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時(注)です。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって被った疾病ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病

④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって被った疾病

⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害性特にまたはこれらの特性による事象によって被った疾病

⑧ ⑥および⑦の疾病的原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病

⑩ 頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾患については、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうぢ症」をいいます。

第5条(疾病入院医療保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が疾病を被り、その治療のために保険期間中に入院を開始した場合(注1)は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金の額} = \boxed{\text{疾病入院医療保険金日額}} \times \boxed{\text{入院日数(注2)}}$$

(注1) 保険証券に免責入院日数の記載がある場合は、その日数を超えて入院が継続したときに限ります。

(注2) 1回の入院について、保険証券記載の支払限度日数を限度とします。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「臓死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 被保険者が同一の疾病的治療を目的として入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして(1)および(2)の規定を適用します。ただし、同一の疾患による入院でも、保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に開始した入院については、新たな疾患による入院として(1)および(2)の規定を適用します。
- (4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中新たに他の疾病を被ったとしても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき疾病を被った場合には、その疾病を被った時に入院したものとみなして(1)から(4)までの規定を適用します。
- (6) 被保険者が疾病を被った時の属する日(注1)から保険金を支払うべき入院を開始した日までの間に、この疾病入院医療保険金支払特約付保険契約(注2)の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額(注3)のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (注1) 疾病を被った時の属する日が入院を開始した日の1年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
- (注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
- (注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち最も低い金額とします。
- ## 第6条 (疾病の程度の決定)
- (1) 保険金支払の対象となっていない疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病的程度を決定して保険金を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者は(注)が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ## 第7条 (入院の通知)
- (1) 被保険者が第5条(疾病入院医療保険金の支払)(1)の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、疾病的内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ## 第8条 (保険金の請求)
- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 入院が終了した時
 - ② 入院日数が保険証券記載の支払限度日数に到達した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
- ③ ①および②に規定する者がない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、疾病的内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ## 第9条 (保険金の支払時期)
- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、疾病発病の有無、発病の状況および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病的程度、治療の経過および内容
- (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- | 照会または調査 | 日数 |
|--|------|
| ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) | 180日 |
| ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ④ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- ## 第10条 (時効)
- 保険金請求権は、第8条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- ## 第11条 (代位)
- 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- ## 第12条 (契約年齢の計算)
- この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。
- ## 第13条 (契約年齢の誤りの取扱い)
- (1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。
- ① 実際の契約年齢が、この特約の引受け範囲(注)を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
 - ② 実際の契約年齢が、この特約の引受け範囲(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- (注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (2) 保険契約者が、(1)の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合または第5条(疾病入院医療保険金の支払)(1)の入院を開始した場合は、当会社は、訂正前料率(注2)の訂正後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
 - (注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。
 - (注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- ## 第14条 (普通保険約款および他の特約との関係)
- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条 (保険責任の始期および終期)
 - ② 第3条 (傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)
 - ③ 第14条 (保険料の返還または追加保険料の請求ー告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)②
 - ④ 第17条 (事故発生時の義務)
 - ⑤ 第18条 (事故発生時の義務違反)
 - ⑥ 第19条 (保険金の請求)
 - ⑦ 第20条 (保険金の支払時期)
 - ⑧ 第22条 (時効)
 - ⑨ 第23条(代位)
- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条 (告知義務)(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結およびこの保険契約の条件の変更による被保険者の追加の際」
 - ② 第2条 (告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失

- または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「被保険者が疾病を被る前に」
- ③ 第2条（告知義務）（4）の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後に」とあるのは「疾病入院医療保険金支払特約第5条（疾病入院医療保険金の支払）（1）の入院を開始した後に」
- ④ 第2条（告知義務）（5）の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」
- ⑤ 第11条（重大事由による解除）（1）①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「疾病を発病させ、または発病させようとしたこと」
- ⑥ 第11条（重大事由による解除）（2）②の規定中「生じた傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」
- ⑦ 第11条（重大事由による解除）（3）の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害（注1）、損失または損害の発生した」とあるのは「疾病入院医療保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）の疾病（注1）を発病した」、「発生した事故による傷害（注1）、損失または損害に対しても」とあるのは「発病した疾病（注1）または疾病入院医療保険金支払特約第5条（疾病入院医療保険金の支払）（1）の入院を開始した疾病に対するもの」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者が発病した疾病」
- ⑧ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務、傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病または疾病入院医療保険金支払特約第5条（疾病入院医療保険金の支払）（1）の入院を開始した疾病」
- ⑨ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定を以下のとおり読み替えて適用します。

「

当会社は、疾病入院医療保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する疾病について、同特約第7条（入院の通知）の規定による通知または同特約第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案者の提出を求めることができます。

」

(3) この特約については、普通保険約款に付帯された特約の規定のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「生じた事故による傷害（注）、損失または損害に対して」とあるのは「発病した疾病または疾病入院医療保険金支払特約第5条（疾病入院医療保険金の支払）（1）の入院を開始した疾病に対して」
- ② 「事故の発生の日」とあるのは「発病の日または疾病入院医療保険金支払特約第5条（疾病入院医療保険金の支払）（1）の入院を開始した日」
- ③ ①および②のほか、「事故」とあるのは「疾病」
 (注)「生じた事故による傷害」のほか、「事故による傷害」、「発生した事故による傷害」等、類似の表現がある場合も含みます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める疾病状況報告書	
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書	
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書	
10. 被保険者の戸籍謄本	
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委託する場合）	
12. その他当会社が第9条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病手術医療保険金支払特約（対象手術表型）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け	継続契約	疾病手術医療保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病手術医療保険金支払特約付保険契約をいいます。 (注) その疾病手術医療保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
	契約年齢	この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（注）をいいます。 (注) 満年齢とします。
こ	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し	疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
	疾病手術医療保険金額	保険証券記載の疾病手術医療保険金額をいいます。
	疾病手術医療保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	疾病を被った時	診断（注）による発病の時をいいます。ただし、先天性異常にあっては、診断（注）により初めて発見された時をいいます。 (注) 被保険者以外の医師による診断をいいます。
	手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の施術を施すことをいいます。
	傷害	普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいいます。
	初年度契約	継続契約以外の疾病手術医療保険金支払特約付保険契約をいいます。
ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ. 上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金	疾病手術医療保険金をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）	
い	医療法（昭和23年法律第205号）
か	介護保険法（平成9年法律第123号）
け	健康保険法（大正11年法律第70号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
し	柔道整復師法（昭和45年法律第19号） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まります。
	(注1) この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある

	場合には、その該当した日とします。 (注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。
(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。	
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいづれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。	
① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病 ② 保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病	
(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条(疾病手術医療保険金の支払) (1) の手術を受けた場合は、保険金を支払いません。	
第2条 (保険金を支払う場合)	
当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として手術(注)を受けた場合に、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。	
(注) 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断および生検、腹腔鏡検査等の検査のための手術などは含みません。	
第3条 (保険期間と支払責任の関係)	
(1) 当会社は、保険期間中に被保険者が第5条(疾病手術医療保険金の支払) (1) の手術を受けた場合に限り、保険金を支払います。	
(2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。	
(3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。	
(4) 疾病を被った時が保険期間の開始時(注)よりも前にあっても、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に受けた手術については、保険期間の開始時(注)以後にその原因となった疾病を被ったものとみなして保険金を支払います。	
(注) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。	
第4条 (保険金を支払わない場合)	
当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。	
① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病 ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者は(注2)の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。	
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病 ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものでは、保険金を支払います。 ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものでは、保険金を支払います。 ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって被った疾病 ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病 ⑧ ⑥および⑦の疾患の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病 ⑨ (7)以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病 ⑩ 頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。 ⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病について、保険金を支払います。	
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいきます。 (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいきます。 (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注4) 使用燃料を含みます。 (注5) 原子核分裂生成物を含みます。 (注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。	
第5条 (疾病手術医療保険金の支払)	
(1) 当会社は、被保険者が被った疾病的治療を直接の目的として、保険期間中に病院等において別表1に掲げる手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。	
保険金の額 = 疾病手術医療保険金額 × 手術の種類に応じた別表1に掲げる倍率(注)	

(注) 同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。
(2) 被保険者が疾病を被った時の属する日(注1)から保険金を支払うべき手術を受けた日までの間

に、この疾病手術医療保険金支払特約付保険契約(注2)の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額(注3)のうち、いずれか低い金額を支払います。
(注1) 疾病を被った時の属する日が手術を受けた日の1年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
(注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
(注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条 (疾病の程度の決定)

(1) 保険金支払の対象となっていない疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病的程度を決定して保険金を支払います。
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者(注)が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。
(注) 保険契約者は被保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいきます。

第7条 (手術の通知)

(1) 保険者が第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合は、保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき者は、その手術を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病的内容およびその程度、手術の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 保険契約者、被保険者または被保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が手術を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
(注1) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、疾病的内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは誓証の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または誓証を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは誓証を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、疾病発病の有無、発病の状況および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病的程度、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日 数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から④までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本全国通貨をもって行うものとします。

第10条(時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条(代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条(契約年齢の計算)

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第13条(契約年齢の誤りの取扱い)

(1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。

① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいた保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(2) 保険契約者が、(1)の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合は第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合は、当会社は、訂正前料率(注2)の訂正後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 調べた契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第14条(普通保険約款および他の特約との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第1条(保険責任の始期および終期)

② 第3条(傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務)

③ 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(1)②

④ 第17条(事故発生時の義務)

⑤ 第18条(事故発生時の義務違反)

⑥ 第19条(保険金の請求)

⑦ 第20条(保険金の支払時期)

⑧ 第22条(時効)

⑨ 第23条(代位)

(2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条(告知義務)(1)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結およびこの保険契約の条件の変更による被保険者の追加の際」

② 第2条(告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「被保険者が疾病を被る前に」

③ 第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後に」とあるのは「疾病手術医療保険金支払特約(対象手術表型)第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術が行われた後に」

④ 第2条(告知義務)(5)の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」

⑤ 第11条(重大事由による解除)(1)①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「疾病を発病させ、または発病させようとしたこと」

⑥ 第11条(重大事由による解除)(2)②の規定中「生じた傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」

⑦ 第11条(重大事由による解除)(3)の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害(注1)、損失または損害の発生した」とあるのは「疾病手術医療保険金支払特約(対象手

表型)第2条(保険金を支払う場合)の疾病(注1)を発病した」、「発生した事故による傷害(注1)、損失または損害は損害に対する」、とあるのは「発病した疾病(注1)または疾病手術医療保険金支払特約(対象手術表型)第5条(疾病手術医療保険金の支払)」

⑧ 第14条(保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病または疾病手術医療保険金支払特約(対象手術表型)第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術が行われた疾病」

⑨ 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定を以下のとおり読み替えて適用します。

〔当会社は、疾病手術医療保険金支払特約(対象手術表型)第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険について、同特約第7条(手術の通知)の規定による通知または同特約第8条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度の他保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査案の提出を求めることがあります。〕

(3) この特約については、普通保険約款に付帯された特約の規定のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 「生じた事故による傷害(注)、損失または損害に対する」とあるのは「発病した疾病または疾病手術医療保険金支払特約(対象手術表型)第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術が行われた疾病に対する」

② 「事故の発生の日」とあるのは「発病の日または疾病手術医療保険金支払特約(対象手術表型)第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術が行われた日」

③ ①および②のほか、「事故」とあるのは「疾病」

(注)「生じた事故による傷害(注)」のほか、「事故による傷害」、「発生した事故による傷害」等、類似の表現がある場合も含みます。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術

対象となる手術	倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術 (25cm未満は除く。)	2
2. 乳房切開術	2
§ 筋骨の手術 (抜釘術は除く。)	
3. 骨移植術	2
4. 骨髓炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	2
5. 頸蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	2
6. 鼻骨観血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く。)	1
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	2
8. 脊椎・骨盤観血手術	2
9. 鎮骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	1
10. 四肢切開術 (手指・足指を除く。)	2
11. 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの)	2
12. 四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)	1
13. 筋・腱・韌帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	1
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	1
15. 喉頭全摘除術	2
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの)	2
17. 胸郭形成術	2
18. 縦隔腫瘍摘出術	4
§ 循環器・脾の手術	
19. 觀血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)	2
20. 静脈瘤根本手術	1
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの)	4
22. 心膜切開・縫合術	2
23. 直視下心臓内手術	4
24. 体内用ペースメーカー埋込術	2

25. 脾摘除術	2	72. 眼球摘除術・組織充填術	2
§ 消化器の手術		73. 眼窩腫瘍摘出術	2
26. 耳下腺腫瘍摘出術	2	74. 眼筋移植術	1
27. 頸下腺腫瘍摘出術	1	§ 感覚器・聴器の手術	
28. 食道離断術	4	75. 觀血的鼓膜・鼓室形成術	2
29. 胃切除術	4	76. 乳様洞削開術	1
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	2	77. 中耳根本手術	2
31. 腹膜炎手術	2	78. 内耳観血手術	2
32. 肝臓・胆囊・胆道・脾臓観血手術	2	79. 聽神経腫瘍摘出術	4
33. ヘルニア根本手術	1	§ 悪性新生物の手術	
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	1	80. 悪性新生物根治手術	4
35. 直腸脱根夾手術	2	81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	2	82. その他の悪性新生物手術	2
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	1	§ 上記以外の手術	
§ 尿・性器の手術		83. 上記以外の開頭術	2
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	4	84. 上記以外の開胸術	2
39. 腎臓・腎孟・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	2	85. 上記以外の開腹術	1
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	2	86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	2
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	2	87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
42. 陰茎切開術	4	§ 新生物根治放射線照射	
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	2	88. 新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1
44. 陰囊水腫根本手術	1		
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	4		
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	1		
47. 帝王切開娩出術	1		
48. 子宮外妊娠手術	2		
49. 子宮脱・臍脱手術	2		
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	2		
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣の操作は除く。）	2		
52. その他の卵管・卵巣手術	1		
§ 内分泌器の手術			
53. 下垂体腫瘍摘除術	4		
54. 甲状腺手術	2		
55. 副腎全摘除術	2		
§ 神経の手術			
56. 頭蓋内観血手術	4		
57. 神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)	2		
58. 視血の脊髄腫瘍摘出手術	4		
59. 脊髄硬膜内外観血手術	2		
§ 感覚器・視器の手術			
60. 眼瞼下垂症手術	1		
61. 涙小管形成術	1		
62. 涙囊鼻腔吻合術	1		
63. 結膜囊形成術	1		
64. 角膜移植術	1		
65. 視血の前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	1		
66. 虹彩前後瘻着剥離術	1		
67. 緑内障観血手術	2		
68. 白内障・水晶体観血手術	2		
69. 硝子体観血手術	1		
70. 網膜剥離症手術	1		
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	1		

別表2 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める疾病状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
10. 被保険者の戸籍謄本
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
12. その他当会社が第9条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）

<用語の定義>
(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い	医学的他覚所見
	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け	医科診療報酬点数表
け	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められる医科診療報酬点数表をいいます。
け	継続契約
け	疾病手術医療保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）

	を保険期間の開始日とする疾病手術医療保険金支払特約付保険契約をいいます。 (注)その疾病手術医療保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢(注)をいいます。 (注)満年齢とします。
こ	公的医療保険制度 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し	歯科診療報酬点数表 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められる歯科診療報酬点数表をいいます。 疾病 被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。 疾病手術医療保険金額 保険証券記載の疾病手術医療保険金額をいいます。 疾病手術医療保険金支払特約付保険契約 この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。 疾病を被った時 診断(注)による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断(注)により初めて発見された時をいいます。 (注)被保険者以外の医師による診断をいいます。 手術 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア.創傷処理 イ.皮膚切開術 ウ.デブリードマン エ.骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および運動術 オ.拔歯手術 カ.異物除去(外耳、鼻腔内) キ.鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ク.魚の目、夕コ手術(鶏眼・豚脛切除術) ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1)歯科診療報酬点数表に手術料および放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。 (注3)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものおよび放射線治療(放射線照射および温熱療法をいいます)に限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与を除きます。 傷害 普通保険約款第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいいます。
ひ	初年度契約 病院等 次のでいずれかに該当するものをいいます。 ア.医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ.骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ.上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金 疾病手術医療保険金をいいます。
り	「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)	
い	医療法(昭和23年法律第205号)
か	介護保険法(平成9年法律第123号)
け	健康保険法(大正11年法律第70号)
こ	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
し	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
せ	船員保険法(昭和14年法律第73号)
ち	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

第1条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日(注1)の午後4時(注2)に始まります。 (注1)この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。 (注2)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険制度の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
- ② 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病的

(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合は、保険金を支払いません。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として手術(注)を受けた場合に、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。
(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断および生検、腹腔鏡検査等の検査のための手術などは含まれません。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

(1) 当会社は、保険期間中に被保険者が第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合に限り、保険金を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時より以前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3)(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(4) 疾病を被った時が保険期間の開始時(注)よりも遅い、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に受けた手術については、保険期間の開始時(注)以後にその原因となった疾病を被ったもののみなし保険金を支払いません。

(注)この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為によって被った疾病
- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって被った疾病
- ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故によって被った疾病
- ⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病
- ⑩ 頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足り

る医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病についても、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条 (疾病手術医療保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が被った疾病的治療を直接の目的として、保険期間中に病院等において手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、保険金として被保険者に支払います。

① 入院中に受けた手術の場合

$$\text{手術保険金の額} = \boxed{\text{疾病手術医療保険金額}} \times \boxed{10}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{手術保険金の額} = \boxed{\text{疾病手術医療保険金額}} \times \boxed{5}$$

(2) 当会社は、被保険者が保険金の支払事由に該当する手術を複数回受けた場合で、次のいずれかに該当するときは、それらの手術のうち保険金の支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ保険金を支払います。

① 同一の日に複数回受けた場合(注)

② それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当する場合

(注) 1回の手術が2日以上にわたった場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

(3) 当会社は、被保険者が、保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日に限り算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日についてのみ保険金を支払います。

(4) 当会社は、被保険者が、保険金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合には、保険金が支払われることとなった最後の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金を支払いません。

(5) 被保険者が疾病を受けた時の属する日(注1)から保険金を支払うべき手術を受けた日までの間に、この疾病手術医療保険金支払特約付保険契約(注2)の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額(注3)のうち、いざなが低い金額を支払います。

(注1) 疾病を受けた時の属する日が手術を受けた日の1年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。

(注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

(注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条 (疾病の程度の決定)

(1) 保険金支払の対象となっていない疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病的程度を決定して保険金を支払います。

(2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が(注)が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条 (手術の通知)

(1) 被保険者が第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その手術を受けた日からその日の午を含めて30日以内に、疾病的内容およびその程度、手術の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、その通知もしくは説明について知っている事實を告げなかつた場合はもしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が手術を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいすれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)(注1)普通保険約款第1章基本条項 \times 用語の定義における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 普通保険約款第1章基本条項 \times 用語の定義における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、疾病的内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、疾病発病の有無、発病の状況および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病的程度、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日 数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から④までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 数回に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際して、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間について(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもつて行うものとします。

第10条 (時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求) (1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第12条 (契約年齢の計算)

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第13条 (契約年齢の誤りの取扱い)

(1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。

① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (2) 保険契約者が、(1) の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合（注1）において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合は第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1) の手術を受けた場合は、当会社は、訂正前料率（注2）の訂正後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 当会社が、保険契約者に対して追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合は、
- (注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。
- (注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第14条（普通保険約款および他の特約との関係）

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第1条（保険責任の始期および終期）
- ② 第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）
- ③ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1) (2)
- ④ 第17条（事故発生時の義務）
- ⑤ 第18条（事故発生時の義務違反）
- ⑥ 第19条（保険金の請求）
- ⑦ 第20条（保険金の支払時期）
- ⑧ 第22条（時効）
- ⑨ 第23条（代位）

(2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（告知義務）(1) の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結およびこの保険契約の条件の変更による被保険者の追加の」
- ② 第2条（告知義務）(3) ③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「被保険者が疾病を被る前に」
- ③ 第2条（告知義務）(4) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後に」とあるのは「疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1) の手術が行われた後に」
- ④ 第2条（告知義務）(5) の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」
- ⑤ 第11条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「疾病を発病させ、または発病させようとしたこと」
- ⑥ 第11条（重大事由による解除）(2) ②の規定中「生じた傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」
- ⑦ 第11条（重大事由による解除）(3) の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害（注1）、損失または損害の発生した」とあるのは「疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第2条（保険金を支払う場合）の疾病（注1）を発病した」、「発生した事故による傷害（注1）、損失または損害に対しては」とあるのは「発病した疾病（注1）または疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1) の手術が行われた疾病に対しては」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者が発病した疾病」
- ⑧ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5) の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病または疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1) の手術が行われた疾病」
- ⑨ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の規定を以下のとおり読み替えて適用します。

」

当会社は、疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第2条（保険金を支払う場合）に規定する疾病について、同特約第7条（手術の通知）の規定による通知または同特約第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度その他保険金の支払いにあたり必要な限度において、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査者の提出を求めることができます。

」

(3) この特約については、普通保険約款に付帯された特約の規定のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「生じた事故による傷害（注）、損失または損害に対して」とあるのは「発病した疾病または疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1) の手術が行われた疾病に対して」
- ② 「事故の発生の日」とあるのは「発病の日または疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1) の手術が行われた日」
- ③ ①および②のほか、「事故」とあるのは「疾病」
- （注）「生じた事故による傷害」のほか、「事故による傷害」、「発生した事故による傷害」等、類似の表現がある場合も含みます。

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

1. 保険金請求書

2. 保険証券
3. 当会社の定める疾病状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類
7. 被保険者の印鑑證明書
8. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
10. 被保険者の戸籍謄本
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑證明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
12. その他当会社が第9条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病入院療養一時金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け 継続契約	疾病入院療養一時金支払特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。 （注）その疾病入院療養一時金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢（注）をいいます。 （注）満年齢とします。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員等共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し 疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。 保険証券記載の疾病入院療養一時金額をいいます。
疾病入院療養一時金額	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病入院療養一時金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病を被った時	診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常にについては、診断により初めて発見された時をいいます。
傷害	普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいいます。
初年度契約	継続契約以外の疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。
診断	医師（注）による診断をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
と 同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病（注）のことをいいます。 （注）病名が異なる場合を含みます。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（注）までの期間中の延日数をいいます。 （注）いずれもその日を含みます。

ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ、骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ、上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金	疾病入院療養一時金をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移動費」をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令 (公布年/法令番号)

い	医療法 (昭和23年法律第205号)
か	介護保険法 (平成9年法律第123号)
け	健康保険法 (大正11年法律第70号)
こ	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)
	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
	国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
し	柔道整復師法 (昭和45年法律第19号)
	私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)
せ	船員保険法 (昭和14年法律第73号)
ち	地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)

第1条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日 (注1) の午後4時 (注2) に始まります。 (注1) この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。 (注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
- ② 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病

(4) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条 (疾病入院療養一時金の支払) (1) の診断が行われた場合は、保険金を支払いません。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が被った疾病に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) 当会社は、保険期間中に第5条 (疾病入院療養一時金の支払) (1) の診断が行われた場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約で継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(4) 疾病を被った時が保険期間の開始時 (注) より前であっても、保険期間の開始時 (注) の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に行なわれた診断については、保険期間の開始時 (注) 以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

(注) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
- ② (1) に規定する者以外の保険金を受け取るべき者は (注2) の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病

- ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

- ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注3) によって被った疾病
- ⑦ 核燃料物質 (注4) もしくは核燃料物質 (注4) によって汚染された物 (注5) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病
- ⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病
- ⑩ 顎部症候群 (注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- ⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条 (疾病入院療養一時金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が疾病を被り、その治療のために継続して保険証券記載の入院日数以上の入院が必要であると診断された場合には、疾病入院療養一時金額の全額を保険金として被保険者に支払います。

(2) 同一の疾病に対する保険金は、保険期間 (注) を通じ、1回の支払に限ります。

(注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

(3) 被保険者が同時に2以上の疾病を被った場合には、その加重された状態に対して (1) および (2) の規定を適用します。ただし、第7条 (疾病的程度の決定) の規定に該当する場合は、同条の規定による方法で保険金を支払います。

(4) 既に疾病を被っている被保険者が新たに疾病を被った場合も、(3) と同様とします。

(5) 被保険者が疾病を被った時の属する日 (注1) から (1) の診断を受けた日までの間に、この疾病入院療養一時金支払特約契約 (注2) の支払条件の変更があった場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額 (注3) のうち、いざれか低い金額を支払います。

(注1) 疾病を被った時の属する日が (1) の診断を受けた日の1年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を算起日とします。

(注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

(注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条 (診断の取扱い)

被保険者が被った疾病に対して診断を受けることができない特別な事情があり、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事情を示す書類その他の所定の書類を提出し、当会社がこれを認めた場合には、当会社は、他の客観的な所見をもって診断に代えることを認めることがあります。

第7条 (疾病的程度の決定)

(1) 保険金支払の対象となつない疾病的影響によって、保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかった場合に相当する疾病的程度を決定して保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が (注) が治療をさせなかつたことにより保険金を支払うべき疾病的程度が加重された場合も、(1) と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者は保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条 (疾病的取扱い)

(1) 疾病に対する治療が終了した後、その疾病に対し治療が再び必要となった場合は、後の疾病は前後の疾病と同一の疾病とみなし、第5条 (疾病入院療養一時金の支払) (2) の規定を適用します。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後の疾病は前の疾病とは異なる疾病とみなします。

(1) 疾病の治療のために入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となつたとき。

(2) 疾病の治療のために入院をしなかつた場合には、その疾病に関して最後に病院等において治療を受けた日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となつたとき。

第9条 (診断の通知)

(1) 被保険者が第5条 (疾病入院療養一時金の支払) (1) の診断を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その診断を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病的内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反

した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が診断を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
(注1) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、疾病の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払由発生の有無の確認に必要な事項として、疾病発病の有無、発病の状況および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病的程度、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
(注2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) この確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断（注）、鑑定等の結果の照会（注）＜用語の定義＞における「診断」の定義は適用しません。	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から④までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注1）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第12条（時効）

- 保険金請求権は、第10条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者がその疾病について第三者に対して有する損

害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条（契約年齢の計算）

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第15条（契約年齢の誤りの取扱い）

- (1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。
- ① 実際の契約年齢が、この特約の引受け範囲（注）を超えていた場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
- ② 実際の契約年齢が、この特約の引受け範囲（注）の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいた保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものといたします。
- (2) 保険契約者が、(1)の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合（注1）において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合は第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1)の診断が行われた場合は、当会社は、訂正前料率（注2）の訂正後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
(注2) 訂正した契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- 第16条（普通保険約款および他の特約との関係）
- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。
- ① 第1条（保険責任の始期および終期）
② 第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）
③ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1) ②
④ 第17条（事故発生時の義務）
⑤ 第18条（事故発生時の義務違反）
⑥ 第19条（保険金の請求）
⑦ 第20条（保険金の支払時期）
⑧ 第22条（時効）
⑨ 第23条（代位）
- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2条（告知義務）(1) の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約締結およびこの保険契約の条件の変更による被保険者の追加の際」
② 第2条（告知義務）(3) の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「被保険者が疾病入院療養一時金支払特約第2条（保険金を支払う場合）の疾病を被る前に」
③ 第2条（告知義務）(4) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後に」とあるのは「疾病入院療養一時金支払特約第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1) の診断が行われた後に」
④ 第2条（告知義務）(5) の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」
⑤ 第11条（重大事由による解除）(1) の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「疾病を発病させ、または発病させようとしたこと」
⑥ 第11条（重大事由による解除）(2) の規定中「生じた傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病」
⑦ 第11条（重大事由による解除）(3) の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害（注1）、損失または損害の発生した」とあるのは「疾病入院療養一時金支払特約第2条（保険金を支払う場合）の疾病（注1）を発病した」、「発生した事故による傷害（注1）、損失または損害に対するは」、あるいは「発病した疾病（注1）または疾病入院療養一時金支払特約第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1) の診断が行われた疾病に対するは」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者が発病した疾病」
⑧ 第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5) の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病または疾病入院療養一時金支払特約第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1) の診断が行われた疾病」
⑨ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1) の規定を以下のとおり読み替えて適用します。
- 1
- 当会社は、疾病入院療養一時金支払特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する疾病について、同特約第9条（診断の通知）の規定による通知または同特約第10条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、疾病的程度その他保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査者の提出を求めるることができます。
- 1
- (3) この特約については、普通保険約款に付帯された特約の規定のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「生じた事故による傷害（注1）、損失または損害に対するは」、あるいは「発病した疾病または疾病入院療養一時金支払特約第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1) の診断が行われた疾病

に対して

- ②「事故の発生の日」とあるのは、「発病の日または疾病入院療養一時金支払特約第5条（疾病入院療養一時金の支払）（1）の診断が行われた日」
③①および②のほか「事故」とあるのは「疾病」
(注)「生じた事故による傷害」のほか、「事故による傷害」、「発生した事故による傷害」等、類似の表現がある場合も含みます。

第17条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める疾病状況報告書	
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書	
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検査書	
10. 被保険者の戸籍謄本	
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	
12. その他当会社が第11条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

携行品損害補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ 再調達価額	損害が生じた地および時に於て保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 (注) 同一敷地内の不動産を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいい、これらの回数券を含みます。 (注) 定期券は除きます。
せ 船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
ほ 保険価額	損害が生じた地および時に於ける保険の対象の価額（注）をいいます。 (注) 再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ 預貯金証書	預貯金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条 (保険の対象の範囲)

- (1) 保険の対象は、住宅外において被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- | |
|---|
| ① 船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 |
| ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 |
| ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具。ただし、眼鏡は対象とします。 |
| ④ 動物、植物等の生物 |
| ⑤ 株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券および通貨等は対象とします。 |
| ⑥ 預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物 |
| ⑦ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、記章、旅券、運転免許証、許可証、免許状その他これらに類する物 |
| ⑧ その他下欄記載の物 |
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ マ薩、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑥ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注4）
⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
⑪ 差押え、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
⑫ 保険の対象の置き忘れまたは紛失（注7）
⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
⑭ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
⑮ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑯ 偶然外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。
⑰ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。
(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 運転する地における法令を以てするものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が破され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注5) 使用済燃料を含みます。
(注6) 原子核分裂生成物を含みます。
(注7) 置き忘れたまま紛失後の盗難を含みます。
- 第4条 (携行品損害保険金の支払額)
- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき次の算式により算出した額とします。

支払保険金の額	= 次条の規定により決定される損害額 - 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
---------	--

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修理し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に戻すために必要な修理費をもって損害額(注)とします。
(注) 価値の下落(格落損)は、損害額に含みません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および (2) の規定によって損害額を決定します。
- (4) 次条の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および (1) から (3) までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5) (1) から (4) までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した次条の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。

①	第8条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	第8条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (3) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして (1) の規定に基づいて算出した額を支払います。

第8条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、保険の対象について事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	アおよびイについて、事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に当会社に通知すること(注1)。 ア. 事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 イ. アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③	損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。 ただし、届け出の場合にはこのほかに各々次の届出を直ちに行うこと。 ア. 盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(注2)および支払金融機関への届出 イ. 盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関(注3)または発行者への届出
④	他人に損害賠償の請求(注4)をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤	他の保険契約等の有無および内容(注5)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 当会社が書面による通知を求める場合は、これに応じなければなりません。

(注2) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(注3) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(注4) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注5) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みま

す。

第9条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②、③、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これに使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
(注1) 普通保険約款第1章基本条項用語の定義における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 - ④ ②に規定する者がいる場合は、②に規定する者に保険金を請求できません。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合はまたは(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (被害物の調査)

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を控除して保険金を支払います。

第12条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うため必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の権益および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(注1) 被保険者が第10条(保険金の請求)(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
 - ⑥ (注2) 保険金額を含みます。
- (2) (1) の確認をすため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するため、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するため、専門機関による鑑定等の結果	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

④	(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
---	--	------

- (注) ① 被保険者または保険金を受け取るべき者が第10条（保険金の請求）(2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注) ② 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注) ③ 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
 (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条 (盗難品発見後の通知義務)

保険契約者または被保険者は、盜取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条 (残存物および盗難品の届属)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
 (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（費用）①の費用を除き、盜取の損害は生じなかったものとみなします。
 (3) (2) の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
 (4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額(注)に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

- (注) 保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。
 (5) (4) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注)を当会社に支払って、その保険の所有権その他の物権を取得することができます。

- (注) 第6条（費用）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
 (6) (2) または (5) に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全額
 被保険者が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条 (普通保険約款との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち、次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第17条（事故発生時の義務）
 ② 第18条（事故発生時の義務違反）
 ③ 第19条（保険金の請求）
 ④ 第20条（保険金の支払時期）
 ⑤ 第22条（時効）
 ⑥ 第23条（代位）

- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故」とあるのは「生じた携行品損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故」

- ② 第1条（保険責任の始期および終期）(3) (注) の規定中「(注) 第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1) の事故、第3章育英費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1) の事故および第4章個人賠償責任補償条項の個人賠償事故をいいます。以下この基本条項において「事故」といいます。」とあるのは「(注) 以下のこの基本条項において「事故」といいます。」とあるのは「(注) 以下のこの基本条項において「事故」といいます。」

- (3) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第11条（重大事由による解除）(4) を次のとおり読み替えて適用します。

- (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより、(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからウまでま

たはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

】

第18条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める事故状況報告書	
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	
5. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます）	
6. 保険の対象を盗取された場合には警察署の盗難届出証明書またはこれに代わるべき書類。ただし、警察署においてその証明書が発行されない場合は、警察署へ届け出た受理番号の確認をもってこれに代えるものとします。	
7. 保険の対象の損害の程度を証明する書類	
8. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	
9. その他当会社が第12条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

学校管理下動産補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か	<p>学校</p> <p>被保険者が在籍している学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉法に基づく保育所(注)または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園もしくは学習塾等をいいます。</p> <p>(注) 家庭の保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。</p>
学校施設	<p>学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設(注)をいいます。</p> <p>(注) 園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。</p>
学校の管理下	<p>被保険者が、次に掲げる間にある場合をいいます。</p> <p>① 学校の授業(注)中。なお、学習塾、珠算塾および書道塾の場合については、学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、父兄会等を含むものとします。</p> <p>② 在校中 ③ 教育活動行事への参加中 ④ 登下校中 (注) 保育等を含みます。また正規の教育活動および特別教育活動を含みます。</p>
き	<p>教育活動行事</p> <p>教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事(注)をいいます。</p> <p>(注) 学校の教職員が引率するものに限ります。</p>
こ	<p>故障</p> <p>偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的または機械的事故をいいます。</p>
さ	<p>在校中</p> <p>学校の種別によりそれぞれの学校でいう授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設内にいる間に限ります。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。</p>
	<p>再調達価額</p> <p>損害が生じた地および時に保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</p>
し	<p>自動車等</p> <p>自動車(注)または原動機付自転車をいいます。</p> <p>(注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。</p>
	<p>支払責任額</p> <p>他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または</p>

	共済金の額をいいます。
授業等	授業、教育活動行事、学校行事または課外活動をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、同一敷地内の不動産を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいい、これらの回数券を含みます。 （注）定期券は除きます。
せ 船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
と 登下校中	授業等のため、住居（注1）と学校施設（注2）とを、合理的な経路および方法により往復している間（注3）をいいます。 （注1）被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その登校または下校については、「住居」を「勤務地」と読み替えて適用します。 （注2）学校施設以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。 （注3）被保険者が、被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、登下校中としません。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復の間は登下校中とみなします。
ほ 保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額（注）をいいます。 （注）再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。
保険金	学校管理下動産保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の学校管理下動産保険金額をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か 学校教育法（昭和22年法律第26号）
し 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

第1条（保険の対象の範囲）

(1) 保険の対象は、住宅外において被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 船舶および自動車等ならびにこれらに付属品
② 自転車およびこれらに付属品
③ 被保険者が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
④ 義歯、義肢その他これらに類する物
⑤ 動物、植物等の生物
⑥ 株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券および通貨等は対象とします。
⑦ 預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物
⑧ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、旅券、運転免許証、許可証、免許状その他これらに類する物
⑨ その他下欄記載の物 データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が学校の管理下にある間に、偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差押え、収用、没収、破壊等固まつた公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑫ 保険の対象の故障。ただし、故障に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失（注7）
- ⑭ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- ⑮ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた欠陥を除きます。
- ⑯ 保険の対象のすり傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑰ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑱ (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ⑲ 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ⑳ 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- ㉑ 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ㉒ 使用済燃料を含みます。
- ㉓ 原子核分裂生成物を含みます。
- ㉔ (注7) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

第4条（学校管理下動産保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき次の算式により算出した額とします。

$$\text{支払保険金の額} = \boxed{\text{次条の規定により決定される損害額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修理し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に戻すために必要な修理費をもって損害額（注）とします。

（注）価値の下落（落格落損）は、損害額に含みません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および(2) の規定によって損害額を決定します。
- (4) 次条の費用を保険契約者は負担した場合は、その費用および(1) から(3) までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5) (1) から(4) までの規定によって計算された額の合計額を損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1) から(5) までの規定にかかる限り、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者は被保険者が負担した次条の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条（費用）

保険契約者は被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。

①	第9条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	第9条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第7条（特約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が学校に在籍しなくなった場合には、この特約は効力を失います。
 (2) 当会社は、(1)の場合には普通保険約款第1章基本条項第15条（保険料の返還一無効、失効または取消しの場合）③の算式によって計算した保険料を返還します。
 (3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合には、(1)の事由について当会社がそれを知った日の属する保険年度に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料は、当会社は、その全額を返還します。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 (2) (1) の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
 (3) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

第9条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、保険の対象について事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	あおよびイについて、事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に当会社に通知すること（注1）。
ア.	事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度
イ.	アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③	他人に損害賠償の請求（注2）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

（注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 ② 前条②または④の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
 (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出た、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
 （注1）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 （注2）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
 (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うため必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 ① 保険金の支払事由の有無および被保険者に該当する事実
 ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定めた事由に該当する事実の有無
 ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
 (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注2) 保険金額を含みます。

- (2) 確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（残存物および盗難品の届属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（費用）①の費用を除き、盜取の損害は生じなかつたものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様となります。
- (4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険額（注）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (5) (4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注) 第6条（費用）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (6) (2) または（5）に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第15条（時効）

保険金請求権は、第11条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条(普通保険約款との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち、次に掲げる規定は適用しません。
- ① 第17条(事故発生時の義務)
 - ② 第18条(事故発生時の義務違反)
 - ③ 第19条(保険金の請求)
 - ④ 第20条(保険金の支払時期)
 - ⑤ 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)
 - ⑥ 第22条(時効)
 - ⑦ 第23条(代位)
- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故」とあるのは「生じた学校管理下動産補償特約第2条(保険金を支払う場合)」に規定する事態
 - ② 第1条(保険責任の始期および終期)(3)(注)の規定中「(注)第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)」(1)の事故、第3章育英費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)」(1)の事故および第4章個人賠償責任補償条項の個人賠償事故をいいます。以下この基本条項において「事故」といいます。とあるのは「(注)以下この基本条項において「事故」といいます。」
- (3) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(4)を次のとおり読み替えて適用します。

」

- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

】

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める事故状況報告書
4. 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、保険の対象を盗取された場合には警察署の盗難届出証明書またはこれに代わるべき書類(注)。なお、警察署においてその証明書が発行されない場合は、警察署へ届け出た受理番号の確認をもってこれにかえるものとします。
(注)第三者の事故証明書を含みます。
5. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
(注1)既に支払がなされた場合はその領収書をいいます。
(注2)画像データを含みます。
6. 保険金の請求の委託を証する書類および委託を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委託する場合)
7. その他当会社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

生活用動産補償特約

用語の定義

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ 再調達額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注)クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注)をいいます。 (注)同一敷地内の不動産を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注)定期券および回数券は除きます。
せ 船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
ほ 保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(注)をいいます。 (注)再調達額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。
保険金	生活用動産保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の生活用動産保険金額をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条(保険の対象の範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が所有する生活用動産に限ります。
- (2) (1)の規定にかからず、親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、保険の対象に含まれません。ただし、賃貸契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産については、保険の対象に含みます。
- (3) (1)および(2)の規定にかからず、次のに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 船舶および自動車等ならびにこれらの付属品
② ハンググライダー、ウインドサーフィン、パラセール、アクアラング、パラグライダー、サーフボードその他これらに類する物およびこれららの付属品
③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具
④ 動物、植物等の生物
⑤ 通貨等、株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手、乗車券等、定期券、回数券その他これらに類する物
⑥ 預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物
⑦ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、歎章、記章、旅券、運転免許証、許可証、免許状その他これらに類する物
⑧ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに類する美術品
⑨ その他下欄記載の物
データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内において偶然な事故(注)によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。
(注)以下「事故」といいます。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居する親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ④ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難

に必要な処置としてなされた場合は除きます。

- ⑤ 詐欺または横領
 - ⑥ 保険の対象の置き忘れまたは紛失（注3）
 - ⑦ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れはがれ、肌落ちその他これらに類する事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
 - ⑧ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しなかった欠陥を除きます。
 - ⑨ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - ⑩ 保険の対象に対する修理、調整の作業（注4）上の過失または技術の拙劣。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害を除きます。
 - ⑪ 偶然な外来の事故に直接起しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。
 - ⑫ 台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災。ただし、これらによって発生した火災を除きます。
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）置き忘れたちは紛失後の盗難を含みます。
- （注4）点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。

第4条（保険金を支払わない場合／その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑦ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

 - ア. 法令に定められた運転資格（注5）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- （注1）これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因のいかんを問わず、事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- （注2）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

第5条（生活用動産保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき次の算式により算出した額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{支払保険金の額}} = \boxed{\text{第7条（損害額の決定）の規定}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額により決定される損害額}}$$

第6条（支払保険金の限度）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の保険価額によって定めます。
- （2）保険の対象の損傷を修理し得る場合においては、次に掲げる①の額から②および③の合計額を差し引いた額を（1）にいう損害額（注）とします。
 - ① 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費
 - ② 修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額
 - ③ 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
- （注）価値の下落（落格損）は、損害額に含みません。

（3）次の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および（1）および（2）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、保険金額（注）から第5条（生活用動産保険金の支払額）の保険金の額を差し引いた額を限度とします。

- ① 第10条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第10条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

（注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

第9条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （2）（1）の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- （3）（1）の場合において、他の保険契約等に再保険達成額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の規定があるときは、その他の保険契約等がないものとして（1）の規定に基づいて算出した額を支払います。

第10条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、保険の対象について事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② アおよびイについて、事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に当会社に通知すること（注1）。
- | |
|---------------------------------------|
| ア. 事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度 |
| イ. アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 |
- ③ 損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の全部もしくは一部を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 保険の対象を修理する場合には、必要な応急の手当をほどこすほか、本修理については適当な修理者の詳細な見積書を提出して承認を得ること。
 - ⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑨ ①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

（注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その実態を含みます。

第11条（事故発生時の義務違反）

- （1）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②、③または⑥から⑨までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②、⑦または⑨の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しましくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これに使用することができますとのします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
- （注1）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合はまたは(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (被害物の調査)

- (1) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を控除して保険金を支払います。

第14条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ (1) から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第12条(保険金の請求)(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 保険金額を含みます。

- (2) この確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査		日 数
①	(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
②	(1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④	(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第12条(保険金の請求)(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) やび(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行なった場合を含みます。

- (4) (1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本全国通貨をもって行うものとします。

第15条 (残存物についての当会社の権利)

- (1) 保険の対象が全損となった場合において、当会社が保険金額の全額を支払ったときは、当会社は、被保険者がその保険の対象に対して有する所有権その他のを取得します。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合には、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

- (2) 保険の対象の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

- (3) (1) および(2) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、保険の対象またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第16条 (保険の対象の收回)

- (1) 盗難にあった保険の対象について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその生活用動産が回収された場合は、その保険の対象について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、盗難にあった保険の対象に破損または汚損がある場合を除きます。

- (2) 当会社が保険の対象の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して

1 年以内にその保険の対象が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に保険の対象に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第17条 (時效)

保険請求権は、第12条(保険金の請求)(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時效によって消滅します。

第18条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第19条 (普通保険約款との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち、次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第17条(事故発生時の義務)
- ② 第18条(事故発生時の義務違反)
- ③ 第19条(保険金の請求)
- ④ 第20条(保険金の支払時期)
- ⑤ 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)
- ⑥ 第22条(時効)
- ⑦ 第23条(代位)

(2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条(保険責任の始期および終期) (3) の規定中「生じた事故」とあるのは「生じた生活用動産賃借特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故」
- ② 第1条(保険責任の始期および終期) (3) (注) の規定中「(注) 第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)」(1) の事故、第3章育英費用補償条項第1条(保険金を支払う場合) (1) の事故および第4章個人賠償責任補償条項の個人賠償事故をいいます。以下この基本条項において「事故」といいます。」

- (3) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第11条(重大事由による解除) (4) を次のとおり読み替えて適用します。
 「
 (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③から④までのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

」

第20条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める事故状況報告書
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます)
6. 保険の対象を盗取された場合には警察署の盗難届出証明書またはこれに代わるべき書類。ただし、警察署においてその証明書が発行されない場合は、警察署へ届け出た受理番号の確認をもってこれに代えるものとします。
7. 保険の対象の損害の程度を証明する書類
8. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
9. その他当会社が第14条(保険金の支払時期) (1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

救援者費用等補償特約（入院条件3日型）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 救援者	被保険者の搜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）搜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
け 現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
し 住宅	被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 （注）敷地を含みます。
ほ 保険金	救援者費用等保険金をいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。

- ① 保険期間中に住宅外において被った普通保険約款第2章傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- ② 保険期間中に住宅外において被った普通保険約款第2章傷害補償条項第1条の傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院（注）した場合。
- ③ 保険期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動をする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。
- ④ 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合。

（注）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため被保険者以外の医師が必要と認めた場合に限ります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親族もしくは後見人の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わなければその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

- ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行
⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬ ⑭以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

（注4）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。
（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（3）当会社は、被保険者の入浴中の溺水（注）によって第1条（保険金を支払う場合）①または②に

該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注）に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。

（注）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって第1条（保険金を支払う場合）に掲げるいすれかの事由に該当した場合は、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間には、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様態により乗用具を使用している間。ただし、下記に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様態により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様態により自動車等を使用している間

第4条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

第1条に該当した被保険者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 交通費

救援者の現地までの電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第1条③の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、第1条③の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所等（注2）に移送するに要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者の住所等（注2）もしくはその住所等（注2）の属する国の病院もしくは診療所へ移転するに要した移転費（注3）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 諸経費

救援者の渡航手続費（注4）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、20万円を限度とします。ただし、これらの費用が、被保険者が日本国内において第1条に掲げる場合のいすれかに該当したことにより発生した場合は、3万円を限度とします。

（注1）捜索、救助または移送をいいます。

（注2）被保険者の住所または扶養者の生活の本拠をいいます。

（注3）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注4）旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第5条（保険金の支払）

当会社は、前条の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、被保険者が該当した第1条（保険金を支払う場合）に掲げる場合と同等のその他の場合に対して通常負担する費用相当額（注）についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

（注）この保険契約を締結しない生じなかつた費用を除きます。

第6条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第4条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第4条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（事故の通知）

（1）第1条（保険金を支払う場合）のいすれかに該当した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条のいすれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第1条①または②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

② 第1条③または④の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

（2）（1）の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) および (2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1)、(2) または (3) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 第9条 (保険金の請求)**
- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行えることができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出し、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注1)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族 (注2)
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注1) または②以外の3親等内の親族 (注2)
- (注1) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (注2) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限りません。
- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対する(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合は(2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 第10条 (保険金の支払時期)**
- (1) 当会社は、請求完了日 (注) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、保険事故発生の状況、費用もしくは傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としての保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、傷害の程度、保険事故と傷害および費用の関係などに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次に掲げる日数 (注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- | 照会または調査 | 日数 |
|--|------|
| ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) | 180日 |
| ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかつた場合を含みます。
- 第11条 (時効)**
- 保険金請求権は、第9条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- 第12条 (代位)**
- (1) 第1条 (保険金を支払う場合) の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
 - ② 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ③ ①以外の場合
 - ④ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1) もしくは (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- 第13条 (普通保険約款との関係)**
- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。
- ① 第17条 (事故発生時の義務)
 - ② 第18条 (事故発生時の義務違反)
 - ③ 第19条 (保険金の請求)
 - ④ 第20条 (保険金の支払時期)
 - ⑤ 第22条 (時効)
 - ⑥ 第23条 (代位)
- (2) この特約第2条 (保険金を支払わない場合ーその1) および第3条 (保険金を支払わない場合ーその2) の適用にあたっては、普通保険約款第2章傷害補償賃貸料＜用語の定義＞に掲げる用語のうち、「医師的他覚所見」、「競技等」、「自動車等」および「乗用具」の定義を準用します。
- (3) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期) (3) の規定中「生じた事故 (注) による傷害、損失または損害」とあるのは、「救援者費用等補償特約 (入院条件3日型) 第1条 (保険金を支払う場合)」に掲げるいすれかに該当したことにより発生した費用」
 - ② 第1章基本条項第2条 (告知義務) (3) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは、「救援者費用等補償特約 (入院条件3日型) 第1条 (保険金を支払う場合)」に掲げるいすれかの事由が発生する前に」
 - ③ 第1章基本条項において、次に掲げる規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故の発生した後」または「傷害の発生した後」とあるのは「費用の発生した後」
 - ア. 第2条 (告知義務) (4)
 - イ. 第3条 (傷害補償賃貸料の職業または職務の変更に関する通知義務) (7)
 - ④ 第1章基本条項において、次に掲げる規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」または「発生した傷害」とあるのは「発生した費用」
 - ア. 第2条 (告知義務) (5)
 - イ. 第3条 (傷害補償賃貸料の職業または職務の変更に関する通知義務) (5)
 - ⑤ 第1章基本条項第14条 (保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償賃貸料の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (5) の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは、「救援者費用等補償特約 (入院条件3日型) 第1条 (保険金を支払う場合)」に掲げるいすれかに該当したことにより発生した費用」
 - ⑥ 第1章基本条項第11条 (重大事由による解除) (1) の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「救援者費用等補償特約 (入院条件3日型) 第1条 (保険金を支払う場合)」の①から④までのいすれかに該当する事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
- (4) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第11条 (重大事由による解除) (2) から (4) までの規定を次のとおり読み替えて適用します。
- 「
- (2) 当会社は、次のいすれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注) を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1) (3) アからオまでのいすれかに該当すること。
- ② 救援者費用等補償特約 (入院条件3日型) 第1条 (保険金を支払う場合) の費用に對して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) (3) アからオまでのいすれかに該当すること。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除がこの特約によって保険金を支払うべき費用の発生した後になされた場合であっても、第13条 (保険契約解除・解約の効力) の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に對しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、(1) (3) アからオまでのいすれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) (3) アからオまでのいすれかにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第3条（学資費用保険金の支払）(1)の学資費用または第4条（進学費用保険金の支払）(1)の進学費用を負担した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者には保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出た、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
(注1) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行なう調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または費用発生の有無および扶養者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、費用の額、事故と傷害または費用との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのはか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注4) 必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第7条（事故の通知）の規定による通知または第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検査書の提出を求めるることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第11条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（普通保険約款との関係）

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第17条（事故発生時の義務）

② 第18条（事故発生時の義務違反）

③ 第19条（保険金の請求）

④ 第20条（保険金の支払時期）

⑤ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

⑥ 第22条（時効）

- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「生じた事故」とあるのは「生じた学業費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する事故」

② 第1条（保険責任の始期および終期）(3)(注)の規定中「(注) 第2章傷害補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故、第3章育英費補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故および第4章個人賠償責任特約の個人賠償事故をいいます。以下この基本条項において「事故」といいます。」とあるのは「(注) 以下の基本条項において「事故」といいます。」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 死亡診断書または死体検査書
6. 後遺障害の程度を証明する被保険者および扶養者以外の医師の診断書
7. 被保険者が学資費用または進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
8. 被保険者の印鑑証明書
9. 被保険者の戸籍謄本
10. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
12. その他当会社が第9条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

進学費用補償対象外特約

当会社は、この特約により、学業費用補償特約第4条（進学費用保険金の支払）および疾病による学業費用補償特約第4条（進学費用保険金の支払）の規定により支払われる保険金を支払いません。

疾病による学業費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か	学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる費用（注）をいいます。 (注) 授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
	学資費用保険金額 保険証券記載の学資費用保険金額をいいます。
け	継続契約 疾病による学業費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）

し	支払責任額	を保険期間の開始日とする疾病による学業費用補償特約付保険契約をいいいます。
	支払対象期間	(注)その疾病による学業費用補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
	支払対象期間開始日	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
	支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用補償特約の終期をいいます。
	支払年度	初年度については、支払対象期間開始日から1年内に到来する支払対象期間終了日の応当日までとし、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
	初年度契約	継続契約以外の疾病による学業費用補償特約付保険契約をいいます。
	進学費用	被保険者が進学前に、進学する学校に納付する費用のうち、学資費用以外の費用(注)をいいます。 (注)入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。
	進学費用保険金額	保険証券記載の進学費用保険金額をいいます。
ほ	保険金	学資費用保険金または進学費用保険金をいいます。
ふ	扶養不能状態	疾病を発病(注)し、その直接の結果として、死亡したことにより被保険者を扶養できない状態をいいます。 (注)発病の認定は、被保険者および扶養者以外の医師の診断によります。以下、この特約において同様とします。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、扶養者が疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中に扶養不能状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

第2条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病的発病が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約が継続契約である場合において、疾病的発病が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) 疾病の発病が保険期間の開始時(注)より前であっても、保険期間の開始時(注)の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に扶養不能状態となったときは、保険期間の開始時以後にその原因となった疾病を発病したものとみなし保険金を支払います。
(注)この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通保険約款第2章傷害補償条項第2条(保険金を支払わない場合-その1)(1)のいずれかに該当する事由(注)によって発病した疾病的直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(1)⑤に掲げる事由の場合には、保険金を支払います。
- (注)同条(1)①の規定中「保険契約者(注1)、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人」とあるのは、「保険契約者(注1)、被保険者または扶養者」と、同条(1)③から⑧までの規定中「被保険者」とあるのは、「扶養者」と各々読み替えるものとします。
- (2) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条(学資費用保険金の支払)

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した学資費用を負担したことによって被った損害に対して、学資費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 学資費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各支払年度について、学資費用保険金額を限度とします。

第5条(進学費用保険金の支払)

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した進学費用を負担したことによって被った損害に対して、進学費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) 進学費用保険金の支払額は、支払対象期間中を通じて進学費用保険金額を限度とします。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、学資費用および進学費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第4条(学資費用保険金の支払)①の学資費用または第5条(進学費用保険金の支払)①の進学費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(2) (1)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

第7条(死亡の通知)

- (1) 扶養者が疾病により死亡した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、

その疾病により死亡した日からその日を含めて30日以内にその疾病による死亡の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは扶養者の死体検査案の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第4条(学資費用保険金の支払)①の学資費用または第5条(進学費用保険金の支払)①の進学費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
③ ①および②に規定する者がいる場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
(注1) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または疾病的程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、発病の原因、発病の状況、費用発生の有無および扶養者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、疾病の程度、費用の額、疾病と費用との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

- (注)被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第7条（死亡の通知）の規定による通知または第8条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した扶養者の死体検査書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第11条 (時効)

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条 (普通保険約款との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第17条（事故発生時の義務）

② 第18条（事故発生時の義務違反）

③ 第19条（保険金の請求）

④ 第20条（保険金の支払時期）

⑤ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

⑥ 第22条（時効）

(2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故（注）による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病による損害」

② 第2条（告知義務）(3) (3) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「損害の原因となった疾病を発病する前に」

③ 第2条（告知義務）(4) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後」とあるのは「損害の原因となった疾病を発病した後」

④ 第2条（告知義務）(5) の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病による損害」

⑤ 第11条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「疾病を発病させ、または発病させようとしたこと」

⑥ 第11条（重大事由による解除）(3) の規定中「発生した事故による傷害（注1）、損失または損害に対しては」とあるのは「発病した疾病による損害に対しては」

⑦ 第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5) の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「発病した疾病による損害」

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める疾病状況報告書
4. 死亡診断書または死体検査書
5. 被保険者が学資費用もしくは進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
6. 被保険者の印鑑証明書
7. 被保険者の戸籍謄本
8. 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
10. その他当会社が第8条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

葬祭費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け 繙続契約	葬祭費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間

し	自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
	診断	医師（注）による診断をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険金	葬祭費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の葬祭費用保険金額をいいます。	
め	免責期間	保険証券記載の免責期間をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する状態になり、葬儀等を行なった場合には、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項に従い保険金額を限度として、その費用の負担者に保険金を支払います。

① 保険期間中に急激かつ偶然な外来的事故による傷害（注）を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

② 保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に疾病を発病し、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合

(注) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、被保険者の就業中に発生したものに限ります。

(2) (1) の発病の認定は、診断によります。

第2条 (保険金を支払わない場合－その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者に対する刑の執行

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ ⑥から⑧までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑩ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数者の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合－その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用

いて道路上で競技等をしている間について、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条 (保険金を支払わない場合—その3)

(1) 当会社は、保険責任の開始日からその日を含めて免責期間内に発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

第1条 (保険金を支払う場合) (1) の葬祭費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額(注)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 当会社が保険金を支払うべき第1条 (保険金を支払う場合) (1) の葬祭費用の額のうち、保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用の額をいいます。

第6条 (死亡の通知)

(1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の死亡診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合はもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時から発生し、これを行使することができまするものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当会社は、葬祭費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合はもしくは(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払由発生の有無の確認に必要な事項として、死亡の原因、死亡発生の状況、葬祭費用発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、葬祭費用の額、傷害または疾病と死亡との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、葬祭費用について保険契約者または被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査		日数
①	(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注)	180日
②	(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日

③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④	(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) やおよび(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第9条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第6条(死亡の通知)の規定による通知または第7条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、死亡の認定その他の保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の死亡診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による死体の診断または検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第10条 (時効)

保険金請求権は、第7条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (代位)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の葬祭費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が葬祭費用の額の全額を保険金として支払った場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額

② ①以外の場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない葬祭費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条 (普通保険契約との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険契約第1章基本条項の規定のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第17条(事故発生時の義務)

② 第18条(事故発生時の義務違反)

③ 第19条(保険金の請求)

④ 第20条(保険金の支払時期)

⑤ 第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

⑥ 第22条(時効)

⑦ 第23条(代位)

(2) この特約については、普通保険契約のうち次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故(注)による傷害、損失または損害」とあるのは、「保険料領収前に被った傷害もしくは疾病または保険料領収前に生じた事故による傷害もしくは発病した疾病」

② 第1章基本条項第2条(告知義務)(3)③の規定中「この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因になった事故が発生する前に」とあるのは、「被保険者が葬祭費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被る前または疾病を発病する前に」

③ 第1章基本条項第2条(告知義務)(4)の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後」とあるのは、「葬祭費用補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害が発生したまたは疾病を発病した後」

④ 第1章基本条項第2条(告知義務)(5)の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは、「発生した事故による傷害または発病した疾病」

⑤ 第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(1)①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは、「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこともしくは疾病を発病させ、または発病させようとしたこと」

⑥ 第1章基本条項第14条(保険料の返却または追加保険料の請求―告知義務等の場合)(3)の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは、「発生した事故による傷害もしくは発病した疾病または負担した葬祭費用」

(3) 当会社は、普通保険契約第1章基本条項第11条(重大事由による解除)(2)から(4)までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 ② 葬祭費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1) の費用に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
 (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除がこの特約によって保険金を支払うべき費用の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

】

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合ーその2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリーカラーミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
 (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラグライナー等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

提出書類	
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める傷害状況報告書	
4. 保険期間中に疾病を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書	
5. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	
6. 死亡診断書または死体検査書	
7. 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書	
8. 被保険者の戸籍謄本	
9. 喪祭費用の支出を証明する書類	
10. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	
11. その他当会社が第8条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの	

保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害補償対象外特約（葬祭費用補償特約）

当会社は、この特約により、葬祭費用補償特約の保険金の支払事由が傷害の発生による場合は、その保険金を支払いません。

地震・噴火・津波危険補償特約（葬祭費用補償特約）

- (1) 当会社は、この特約により、葬祭費用補償特約第2条（保険金を支払わない場合ーその1）⑦および⑨の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発病した疾患に対してても、葬祭費用補償特約に定める保険金を支払います。
 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) (1) の規定により保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、葬祭費用補償特約第8条（保険金の支払時期）(2) に掲げる特別な照会または調査および日数の規定に次の区分を追加して、同条の規定を適用します。

照会または調査 日 数

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置され

た首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における葬祭費用補償特約第8条（保険金の支払時期）(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査

子ども 捜索費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し	支払事由 当会社が保険金を支払うべき事由をいいます。
	支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
ほ	保険金 こども 捜索費用保険金をいいます。
	保険証券記載のこども 捜索費用保険金額をいいます。
ゆ	行方不明 被保険者の所在が明らかではなく、行方不明届が親権者の住所地または被保険者の所在が明らかでなくなった場所を管轄する警察署長宛に提出され、かつ、受理された場合をいいます。
	行方不明届 「行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）」に定める「行方不明届」をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、親権者またはその配偶者と同居し、かつ、扶養されている者で、満12歳に達した日の属する学年までの被保険者が、この特約の保険期間中に行方不明となったことにより、保険契約者、親権者または被保険者の親族が負担したその搜索にかかる費用を、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金として、その費用の負担者に支払います。
 (2) 当会社が (1) の保険金を支払うのは、保険金の支払事由の発生した日が、保険期間中であつて、かつ、被保険者が満12歳に達した年の属する学年の末日までである場合に限ります。

第2条（費用の範囲）

当会社が支払う搜索にかかる費用とは、保険契約者、親権者または被保険者の親族が、行方不明者届提出後180日以内に被保険者の搜索のために負担した次に掲げる有益な費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、行方不明と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額に限るものとします。ただし、この被保険者のために要求された身代金またはその他これに準じる財物は含みません。
 ① ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告にかかる費用
 ② 保険契約者、親権者または親族が、被保険者の搜索を、警察以外で業として搜索を行う機関または個人（注）に依頼した場合の費用
 ③ 搜索に関連して発生した諸雜費、ただし、謝礼としての現金、小切手、株式、手形その他の有価証券またはペリペラードカード、商品券、印紙、切手その他これらに準ずるものにかかる費用は除きます。
 (注) 私立探偵事務所または興信所等その名称を問いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、保険契約者、親権者または被保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
 (2) 当会社は、被保険者が行方不明となった場合には、親樁者またはその配偶者が被保険者と同居していないときもしくは親権者が被保険者を扶養していないときには、保険金を支払いません。

第4条（こども 捜索費用保険金の支払）

当会社は、第2条（費用の範囲）の費用を負担したことによってその費用の負担者が被った損害に対して、保険金を支払います。

第5条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、第2条（費用の範囲）②の費用について100万円、同条③の費用について50万円をそれぞれ限度とし、同条①から③までの費用を合計して300万円を限度とします。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第2条（費用の範囲）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条（費用の発生の通知）

(1) 保険契約者、親権者または被保険金を受け取るべき者は、被保険者が行方不明となり費用が発生したことを見知った場合には、次の事項を履行しなければなりません。

① 行方不明者届を警察に提出した日からその日を含めて30日以内に行方不明の状況を当会社に書面により通知すること。

② 当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求める場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う費用の調査に協力すること。

③ 被保険者の搜索を警察以外の機関または個人（注）に依頼する場合には、事前に当会社の書面による同意を得ること。

(注) 私立探偵事務所または興信所等その名称を問いません。

- (2) 保険契約者、親権者または被保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、親権者または被保険者の親族が第2条（費用の範囲）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
- （注1）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3) の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、行方不明の内容または費用の程度等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合は(2)、(3) もしくは(5) の書類に事實と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、行方不明の原因、行方不明発生の状況、行方不明または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、行方不明と費用との関係、行方不明の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ (1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- （注1）保険契約者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- （注1）保険契約者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- （注4）必要な協力を行わなかつた場合を含みます。
- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通保険約款との関係）

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定は適用しません。
- ① 第17条（事故発生時の義務）
- ② 第18条（事故発生時の義務違反）
- ③ 第19条（保険金の請求）
- ④ 第20条（保険金の支払時期）
- ⑤ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）
- ⑥ 第22条（時効）
- ⑦ 第23条（代位）
- (2) この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故（注1）による傷害、損失または損害に対しては」とあるのは、「生じた搜索に関する費用に対しては」
- ② 第2条（告知義務）(3) (3) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは、「被保険者の行方不明が発生する前に」
- ③ 第2条（告知義務）(4) の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後に」とあるのは、「被保険者の行方不明が発生した後に」
- ④ 第2条（告知義務）(5) の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは、「生じた搜索に関する費用」
- ⑤ 第11条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは、「費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと」
- ⑥ 第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5) の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは、「発生した被保険者の行方不明」
- (3) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第11条（重大事由による解除）(2) から(4) までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ② こどもが捜索費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）(1) の費用に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- （注2）被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) または(2) の規定による解除がどこでも捜索費用補償特約によって保険金を支払うべき費用の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除・解約の效力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれかにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める行方不明状況報告書
4. 捜索活動が行われたことを証明する書類
5. 被保険者の捜索に関する費用の明細書およびその支払を証明する書類
6. 当会社が被保険者の行方不明状況について警察に照会し説明を求めるについての同意書
7. 親権者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
8. 被保険者の戸籍謄本
9. 被保険者が行方不明となった時に、親権者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
10. 被保険者が行方不明となった時の住民票またはそれに準ずる書類
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
12. その他当会社が第9条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

ストーカー行為等被害費用補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け し す つ は め も	<p>警察等 警察または検察庁をいいます。</p> <p>支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>住居等 住居、勤務先、学校その他特定の者等（注）が通常所在する場所をいいます。 (注) 特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他その特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいいます。</p> <p>ストーカー行為 同一の者に対し、つきまとい等（注）を反復して行うことをいいます。 (注) 「つきまとい等」の①から④までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穀もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限ります。</p> <p>ストーカー行為等 つきまとい等の行為またはストーカー行為をいいます。</p> <p>つきまとい等 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他その特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次のいずれかに掲げる行為をすることをいいます。 ①つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、または住居等に押し掛けること。 ②その行動を監視していると思わせるような事実を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。 ③面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。 ④著しく粗野または暴虐な言動をすること。 ⑤電話をかけて何度も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールの送信等をすること。 ⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。 ⑦その名譽を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。 ⑧その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図面その他の物を送付しもしくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>保険金 ストーカー行為等被害費用保険金をいいます。</p> <p>保険金額 保険証券記載のストーカー行為等被害費用保険金額をいいます。</p> <p>免責金額 被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。</p> <p>申し出または告訴 告警・援助の申し出または告訴をいいます。</p>

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

す | ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内においてストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え警察等によるストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいて申し出または告訴を行い受理された場合に、被保険者またはその親族が被保険者の安全または平穀を守ることを目的として負担した必要かつ有益な次に掲げる費用を、この特約および普通保険契約第1章基本条項の規定に従い、保険金として被保険者またはその費用の負担者に支払います。

- ① ストーカー行為等を行う者の特定またはストーカー行為等を証明することを目的として購入または賃借し設置したカメラ、ビデオカメラまたはテープレコーダー等の費用
- ② 遷迷惑電話等を避けるために購入または賃借し設置した多機能電話器の費用または電話番号の変更にかかった費用
- ③ 緊急時のため購入または賃借し設置した非常通報装置等の各種防犯機器の費用
- ④ ストーカー行為等への対応等について弁護士に相談した費用
- ⑤ その他ストーカー行為等から被保険者の安全または平穀を守ることを目的として、被保険者またはその親族が負担した必要かつ有益な費用

第2条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時（注）に始まります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
--------	---

② 終了時間 保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に、警察等に受理された申し出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因とする費用および被保険者またはその親族が負担した費用に対しては保険金を支払いません。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、保険期間中に警察等に受理された申し出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因として被保険者またはその親族が負担した第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの費用に対して、保険金を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、ストーカー行為等の発生が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、その申し出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因とする費用に対しては保険金を支払いません。

(3) (1) の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、警察等に受理された申し出または告訴が次のいずれかに該当するときは、当会社は、その申し出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因とする費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険期間の開始時より前
- ② 保険期間の初日からその日を含めて保険証券記載の日数（注）を経過した日の翌日の午前0時より前
- (注) 保険証券に記載のない場合は適用されません。

(4) この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者またはその親族による費用の負担が生じた時が、(3) ①または②のいずれかに該当するときは、当会社は、その費用については保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかを原因とする費用については、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者に対する刑の執行
- ④ 被保険者の心神喪失

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。

- ① そのストーカー行為等を教唆または幇助する行為
- ② そのストーカー行為等を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等そのストーカー行為等を誘発する行為

(3) 当会社は、保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または保険金を受け取るべき者が(2) ①から③までに掲げる行為を行った場合は、保険金を支払いません。

第5条（ストーカー行為等被害費用保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、警察等に受理された申し出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因として被保険者またはその親族が負担した第1条（保険金を支払う場合）の費用の総額から免責金額（注）を差し引いた残額とします。

(注) 保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

(2) (1) の費用は、警察等に申し出または告訴を行ひ受理された日からその日を含めて90日前より受理された日からその日を含めて1年を経過した日までの期間中に被保険者またはその親族が負担した費用とします。ただし、第3条（保険期間と支払責任の関係）(4) に規定する費用があったときは、これを除きます。

第6条（支払保険金の限度額）

当会社がこの特約に基づいて支払う保険金の額は、保険期間を通じて、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに、保険年度中に警察等に受理された申し出または告訴の対象となるストーカー行為等を原因として被保険者またはその親族が負担した第1条（保険金を支払う場合）①から⑤までの費用の合計額に対して、保険金額をもって限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第1条（保険金を支払う場合）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（申し出または告訴が受理された場合の通知）

(1) 被保険者またはその親族が警察等に申し出または告訴を行ひ受理された場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、受理された日からその日を含めて30日以内に、被害の状況および費用の内容等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者、その親族が費用を負担した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
- （注1）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （注2）普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、ストーカー行為等の内容または費用の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- 第十条（保険金の支払時期）
- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払由の有無の確認に必要な事項として、ストーカー行為等の原因、ストーカー行為等発生の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、ストーカー行為等の程度、費用の額、ストーカー行為等と費用との関係、ストーカー行為等の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- | 照会または調査 | 日数 |
|--|------|
| ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） | 180日 |
| ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本全国貨物をもつて行うものとします。

第11条（時効）

保険金請求権は、第9条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（普通保険約款との関係）

（1）この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第1条（保険責任の始期および終期）
- ② 第17条（事故発生時の義務）
- ③ 第18条（事故発生時の義務違反）
- ④ 第19条（保険金の請求）

⑤ 第20条（保険金の支払時期）

⑥ 第21条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

⑦ 第22条（時効）

（2）この特約については、普通保険約款第1章基本条項のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第2条（告知義務）（3）③の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に」とあるのは「ストーカー行為等が発生する前に」

② 第2条（告知義務）（4）の規定中「傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後に」とあるのは「ストーカー行為等が発生した後に」

③ 第2条（告知義務）（5）の規定中「発生した事故による傷害、損失または損害」とあるのは「生じた費用」

④ 第11条（重大事由による解除）（1）①の規定中「事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと」

⑤ 第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）の規定中「生じた事故による傷害、損失または損害」とあるのは「生じたストーカー行為」

（3）当会社は、普通保険約款第1章基本条項第11条（重大事由による解除）（2）から（4）までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② ストーカー行為等被害費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（3）（1）または（2）の規定による解除がストーカー行為等被害費用補償特約によって保険金を支払うべき費用の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

」

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める被害状況報告書
4. 警察等への申し出または告訴の受理証明
5. 第1条（保険金を支払う場合）に規定された費用を支払ったことを示す領収書
6. 被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
7. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
8. その他当会社が第10条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

被害事故補償特約

<用語の定義>

（1）この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
う 運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
こ 後遺障害	後遺障害が生じ、その後遺障害が別表1の等級第1級から第4級までのいずれかに認定されたものをいいます。なお、被保険者が事故の発生の日からその日のを含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日のを含めて181日における被保険者以外の医師の診断に基づき認定されたものをいいます。
し 自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
た 対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害したことによって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
は 賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ 被害事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故。ただし、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事故を警察署に届け出た場合に限ります。 ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車等との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車等の運転者その他搭乗者が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限ります。
被害事故障害	別表1の等級第1級から第4級までに掲げる後遺障害が生じることをいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
り 臨時費用	保険金請求権者が臨時に必要とする費用をいいます。
ろ 労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法等法令によって定められた業務上の事由または通勤による災害を補償する災害補償制度をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）	法令（公布年／法令番号）
し 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）	し 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）
は 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	は 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被害事故が保険期間中に発生し、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者が死亡することまたは被保険者に被害事故障害が生じることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または極めて重大な過失（注1）
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者に対する刑の執行
- （注1）被害事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明できない行為または不作為を伴うものをいいます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

(3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。

- ① その被害事故を教唆または帮助する行為

- ② その被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為
- (4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失（注）によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （注）被害事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明できない行為または不作為を伴うものをいいます。
- (5) 当会社は、保険金を受け取るべき者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ① その被害事故を教唆または帮助する行為
- ② その被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
- ④ その被害事故に関連する著しく不正な行為

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の被害事故発生時において、次のいずれかに該当する者がその被害事故を発生させた場合には、保険金を支払いません。

- ① 被保険者
- ② 被保険者の配偶者
- ③ 被保険者または被保険者の配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 被保険者または被保険者の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

第5条（支払保険金の計算）

当会社の支払う保険金の額は、下表のとおりとします。

保険金の種類	支払保険金の計算
① 保険金	1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のいずれかの算式により算出した額とします。この場合において、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。
ア. 保険金請求権者が、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を含めて保険金を請求した場合	
	$\text{支払保険金の額} = \frac{\text{次条(1)の規定により決定される損害の額}}{\text{第7条(費用)の費用}} + \frac{\text{次条(1)の規定により決定される損害の額}}{\text{第7条(費用)の費用}} - \frac{\text{次条(1)の規定により決定される損害の額}}{\text{第7条(費用)の費用}}$
(ア) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注1）	
	(イ) 次条(1)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
	(ウ) 自賠責保険または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
	(エ) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
	(オ) 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
	(カ) 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
	(キ) 犯罪被害者等給付金支給法（注2）によって給付が受けられる場合は、その給付される額
	(ク) (ア)から(キ)までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
イ. 保険金請求権者が、次条(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を除いて保険金を請求した場合	
	$\text{支払保険金の額} = \frac{\text{次条(2)の規定により決定される損害の額}}{\text{第7条(費用)の費用}} + \frac{\text{次条(2)の規定により決定される損害の額}}{\text{第7条(費用)の費用}} - \frac{\text{次条(2)の規定により決定される損害の額}}{\text{第7条(費用)の費用}}$
(ア) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額（注1）	
	(イ) 次条(2)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得した額
	(ウ) 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額
	(エ) 犯罪被害者等給付金支給法（注2）によって給付が受けられる場合は、その給付される額

(オ) (ア) から (エ) までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
② 臨時費用 当会社は、①またはイに定める保険金のほか、臨時費用を支払います。ただし、1回の被害事故につき、下表の額を限度とします。

被保険者の状態	臨時費用の限度額
ア. 被害事故の直接の結果として、死亡した場合	10万円
イ. 被害事故の直接の結果として、後遺障害が生じた場合	2万円

（注1）労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。

（注2）犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律をいいます。

（注3）保険金および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

第6条（損傷額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が別表1の等級第1級から第4級までに掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、それぞれ別表2に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、上記の額が、賠償義務者がある場合において自賠責保険等によって支払われるべき金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われるべき金額とします。
- (2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、別表2に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。

第7条（費用）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

① 第9条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 第9条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

- (2) 被保険者が被害事故の直接の結果として第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金の支払事由に該当する場合は、(1)の費用のほか、臨時費用は、これを損害の一部とみなします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第9条（事故発生時の義務）

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、被害事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の日時、場所および身体の障害の程度を被害事故発生の日よりその日を含めて30日以内に、当会社に通知すること（注1）。
③ 他人に損害賠償の請求（注2）をできる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）当会社が書面による通知もしくは説明を求めた場合または被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求める場合は、これに応じなければなりません。

（注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、この分の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条②または④から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができますと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 被保険者が死亡した時
- ② 被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を俟たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）

- ③ ①および②に規定する者がいない場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

- ④ 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限りります。

- ⑤ 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限りります。

- (4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または後遺障害の程度等に応じ、保険契約者または保険金請求権者に対して、(2)、(3)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は②、（3）、（4）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、被害事故と損害との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消の事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

- (注) 保険金請求権者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求権者に対して通知するものとします。

- 照会または調査 日数

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ (1) ③の事項うち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

- ⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (注1) 保険金請求権者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) や (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第13条 (保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等)

(1) 被保険者が、第1条 (保険金を支払う場合) の損害を受けた場合、賠償義務者がいるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅延なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
② 賠償義務者の対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
④ 保険金請求権者が第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

(2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 被保険者は、被害事故の場合において、傷害の治療を受ける際には、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る過失割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 当会社は、賠償義務者または第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第14条(保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第15条(時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条(代位)

(1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対する保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

保険金請求権者が取得した債権(注)の全額

② (1)以外の場合

保険金請求権者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条(普通保険約款との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款のうち次に掲げる規定は適用しません。

① 第1章基本条項のうち、次に掲げる規定

ア. 第17条(事故発生時の義務)

イ. 第18条(事故発生時の義務違反)

ウ. 第19条(保険金の請求)

エ. 第20条(保険金の支払時期)

オ. 第22条(時効)

カ. 第23条(代位)

② 第2章傷害補償条項のうち、次に掲げる規定

ア. 第2条(保険金を支払わない場合ーその1)

イ. 第3条(保険金を支払わない場合ーその2)

(2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故」とあるのは「生じた被害事故補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する被害事故」、「(注)第2章傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故、第3章育英費用補償条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故および第4章個人賠償責任補償条項の個人賠償事故をいいます。以下この基本条項において「事故」といいます。」とあるのは「(注)以下「事故」といいます。」

② 第1章基本条項第21条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定を以下のとおり読み替えて適用します。「当会社は、被害事故補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する被害事故について、同特約第9条(事故発生時の義務)の規定による通知または同特約第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、障害の程度の認定その他

保険金の支払にあたり必要な限度において、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。」

③ 第2章傷害補償条項第11条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定中「第1条(保険金を支払う場合)の傷害」とあるのは「被害事故障害」、「同条の傷害」とあるのは「被害事故障害」第18条(準用規定)

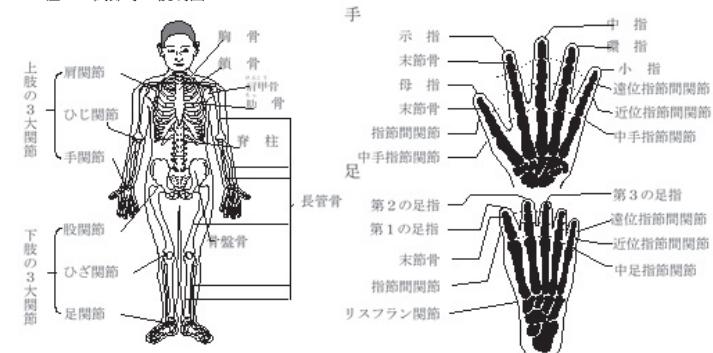
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廢したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廢したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すものの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひざ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表1によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

（1）被保険者区分別計算方法

（1）家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数
B. 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

（2）家事従事者および18歳以上的学生

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

（3）児童および18歳未満の学生

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

（4）身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

B. 年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

（2）収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

上記（1）の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法（新ホフマン係数・ライブニッツ係数）は、下記のとおりとします。

（1）収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料がある場合は、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

（2）労働能力喪失率

付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢、職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

（3）労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

（4）新ホフマン係数・ライブニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表IIIによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,300万円、第2級1,100万円、第3級950万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の状況固定後に生じる介護料および諸経費とし、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。

介護料 × 介護期間に対応するライブニッツ係数

（1）介護料

（1）別表Iの第1級（3）または（4）に該当する後遺障害の場合

1か月につき20万円とします。

（2）別表Iの第1級（3）および（4）を除きます。）、第2級または第3級（3）もしくは（4）該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合1か月につき10万円とします。

（2）介護期間、中間利息控除方法（ライブニッツ係数）

（1）介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。

（2）ライブニッツ係数

介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表IIIによります。

4. その他の損害

上記1.から3.以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。

（収入額 - 生活費） × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

（1）被保険者区分別計算方法

（1）家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. （現実収入額 - 生活費） × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数

B. （年齢別平均給与額 - 生活費） × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

（2）家事従事者および18歳以上の学生

（年齢別平均給与額 - 生活費） × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

（3）児童および18歳未満の学生

（18歳平均給与額 - 生活費） × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

（4）身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. （18歳平均給与額 - 生活費） × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. （年齢別平均給与額の50% - 生活費） × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

（2）収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記（1）の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法（新ホフマン係数・ライブニッツ係数）は、下記のとおりとします。

（1）収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合は、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

（2）生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。

なお、被扶養者はとは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

A. 被扶養者がない場合 50%

B. 被扶養者が1人の場合 40%

C. 被扶養者が2人の場合 35%

D. 被扶養者が3人以上の場合 30%

（3）就労可能年数

就労可能年数は、付表Vによります。

（4）新ホフマン係数・ライブニッツ係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表Vによります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下記の金額とします。

（1）被保険者が一家の支柱である場合

1,700万円

（2）被保険者が18歳未満である場合（有職者を除きます。）

1,400万円

（3）被保険者が65歳以上である場合（一家の支柱である場合を除きます。）

1,250万円

（4）被保険者が上記以外である場合

1,450万円

4. その他の損害

上記1.から3.以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表I 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢 歳	男子		女子	
	円	円	円	円
全年齢平均給与額	425,800		261,000	
18	185,800		165,000	
19	201,200		173,000	
20	222,600		191,500	
21	244,000		210,100	
22	265,400		228,600	
23	279,900		237,200	

24	294,300	245,800
25	308,800	254,400
26	323,300	263,000
27	337,700	271,600
28	350,700	275,600
29	363,700	279,600
30	376,700	283,600
31	389,700	287,500
32	402,700	291,500
33	412,400	291,100
34	422,200	290,600
35	431,900	290,200
36	441,600	289,800
37	451,300	289,300
38	458,100	287,500
39	464,900	285,600
40	471,600	283,800
41	478,400	281,900
42	485,200	280,000
43	491,900	279,300
44	498,700	278,500
45	505,500	277,800
46	512,200	277,000
47	519,000	276,200
48	521,000	275,400
49	522,900	274,500
50	524,800	273,700
51	526,800	272,800
52	528,700	271,900
53	521,200	269,900
54	513,600	267,800
55	506,100	265,700
56	498,500	263,600
57	491,000	261,600
58	469,000	256,900
59	447,100	252,300
60	425,100	247,600
61	403,200	243,000
62	381,300	238,400
63	371,900	237,300
64	362,600	236,200
65	353,300	235,100
66	343,900	234,000
67	334,600	232,900
68~	325,300	231,800

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100

第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表III 新ホフマン係数およびライブニッツ係数表

(1) 事故の発生の日が2020年3月31日以前の場合は下表を適用します。

期間(年)	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
1	0.9523	0.9523
2	1.8614	1.8594
3	2.7310	2.7232
4	3.5643	3.5459
5	4.3643	4.3294
6	5.1336	5.0756
7	5.8743	5.7863
8	6.5886	6.4632
9	7.2782	7.1078
10	7.9449	7.7217
11	8.5901	8.3064
12	9.2151	8.8632
13	9.8211	9.3935
14	10.4094	9.8986
15	10.9808	10.3796
16	11.5363	10.8377
17	12.0769	11.2740
18	12.6032	11.6895
19	13.1160	12.0853
20	13.6160	12.4622
21	14.1038	12.8211
22	14.5800	13.1630
23	15.0451	13.4885
24	15.4997	13.7986
25	15.9441	14.0939
26	16.3789	14.3751
27	16.8044	14.6430
28	17.2211	14.8981
29	17.6293	15.1410
30	18.0293	15.3724
31	18.4214	15.5928
32	18.8060	15.8026
33	19.1834	16.0025
34	19.5538	16.1929
35	19.9174	16.3741
36	20.2745	16.5468
37	20.6254	16.7112
38	20.9702	16.8678
39	21.3092	17.0170
40	21.6426	17.1590
41	21.9704	17.2943
42	22.2930	17.4232
43	22.6105	17.5459
44	22.9230	17.6627
45	23.2307	17.7740
46	23.5337	17.8800

47	23.8322	17.9810
48	24.1263	18.0771
49	24.4162	18.1687
50	24.7019	18.2559
51	24.9836	18.3389
52	25.2614	18.4180
53	25.5353	18.4934
54	25.8056	18.5651
55	26.0723	18.6334
56	26.3354	18.6985
57	26.5952	18.7605
58	26.8516	18.8195
59	27.1047	18.8757
60	27.3547	18.9292
61	27.6017	18.9802
62	27.8456	19.0288
63	28.0865	19.0750
64	28.3246	19.1191
65	28.5599	19.1610
66	28.7925	19.2010
67	29.0224	19.2390

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年(新ホフマン係数)の場合
13.6160(20年の係数)-6.5886(8年の係数)=7.0274

(2) 事故の発生の日が2020年4月1日以降の場合は下表を適用します。

期間(年)	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
1	0.9708	0.9708
2	1.9142	1.9134
3	2.8317	2.8286
4	3.7245	3.7170
5	4.5941	4.5797
6	5.4415	5.4171
7	6.2680	6.2302
8	7.0744	7.0196
9	7.8618	7.7861
10	8.6311	8.5302
11	9.3829	9.2526
12	10.1182	9.9540
13	10.8377	10.6349
14	11.5419	11.2960
15	12.2315	11.9379
16	12.9072	12.5611
17	13.5695	13.1661
18	14.2188	13.7535
19	14.8558	14.3237
20	15.4808	14.8774
21	16.0943	15.4150
22	16.6967	15.9369
23	17.2884	16.4436
24	17.8698	16.9355
25	18.4412	17.4131
26	19.0030	17.8768
27	19.5555	18.3270
28	20.0990	18.7641

29	20.6337	19.1884
30	21.1600	19.6004
31	21.6782	20.0004
32	22.1884	20.3887
33	22.6909	20.7657
34	23.1859	21.1318
35	23.6738	21.4872
36	24.1545	21.8322
37	24.6285	22.1672
38	25.0957	22.4924
39	25.5566	22.8082
40	26.0111	23.1147
41	26.4595	23.4123
42	26.9020	23.7013
43	27.3387	23.9819
44	27.7697	24.2542
45	28.1953	24.5187
46	28.6154	24.7754
47	29.0304	25.0247
48	29.4402	25.2667
49	29.8451	25.5016
50	30.2451	25.7297
51	30.6403	25.9512
52	31.0310	26.1662
53	31.4171	26.3749
54	31.7987	26.5776
55	32.1761	26.7744
56	32.5492	26.9654
57	32.9182	27.1509
58	33.2832	27.3310
59	33.6442	27.5058
60	34.0013	27.6755
61	34.3547	27.8403
62	34.7044	28.0003
63	35.0504	28.1556
64	35.3928	28.3064
65	35.7318	28.4528
66	36.0674	28.5950
67	36.3996	28.7330

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年(新ホフマン係数)の場合
15.4808(20年の係数)-7.0744(8年の係数)=8.4064

付表IV 第17回生命表による平均余命(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	75.92	75.30	74.36	73.40	72.43	71.45	70.47	69.49	68.51	67.52
女	81.90	81.25	80.30	79.33	78.35	77.37	76.38	75.39	74.40	73.41
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.53	65.54	64.55	63.56	62.57	61.58	60.60	59.63	58.67	57.72
女	72.42	71.43	70.44	69.44	68.45	67.46	66.47	65.49	64.50	63.52
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	56.77	55.81	54.86	53.90	52.94	51.98	51.02	50.05	49.09	48.12
女	62.54	61.56	60.57	59.59	58.61	57.63	56.65	55.67	54.69	53.71
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳

男	47.16	46.20	45.23	44.27	43.31	42.35	41.39	40.43	39.48	38.53
女	52.73	51.75	50.77	49.79	48.82	47.84	46.87	45.90	44.93	43.96
40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	
男	37.58	36.64	35.70	34.77	33.84	32.92	32.00	31.09	30.19	29.29
女	43.00	42.04	41.08	40.12	39.17	38.22	37.27	36.32	35.38	34.44
50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	
男	28.40	27.51	26.63	25.76	24.90	24.06	23.22	22.40	21.60	20.80
女	33.51	32.58	31.66	30.73	29.81	28.90	27.99	27.08	26.18	25.28
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	
男	20.01	19.24	18.47	17.71	16.96	16.22	15.48	14.76	14.04	13.34
女	24.39	23.51	22.63	21.75	20.89	20.03	19.17	18.33	17.50	16.68
70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	
男	12.66	11.99	11.33	10.70	10.09	9.50	8.93	8.38	7.85	7.35
女	15.87	15.08	14.30	13.53	12.79	12.06	11.35	10.66	9.99	9.34
80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳	
男	6.88	6.43	6.02	5.63	5.27	4.93	4.60	4.30	4.01	3.75
女	8.72	8.14	7.58	7.06	6.56	6.10	5.66	5.25	4.87	4.51
90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳	
男	3.51	3.28	3.06	2.86	2.68	2.50	2.34	2.19	2.04	1.91
女	4.18	3.88	3.60	3.34	3.10	2.88	2.68	2.49	2.31	2.15
100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳	
男	1.79	1.67	1.56	1.46	1.37	1.28	1.20	1.12	1.05	0.98
女	2.00	1.86	1.74	1.62	1.51	1.40	1.31	1.22	1.14	1.06
110歳	111歳									
男	—	—								
女	0.99	0.92								

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年

2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニッツ係数表

(1) 事故の発生の日が2020年3月31日以前の場合は下表を適用します。

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢 (歳)	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者			有職者		
	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライブニッツ 係数	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライブニッツ 係数
0	49	16.419	7.549	67	29.022	19.236
1	49	16.716	7.927	66	28.793	19.201
2	49	17.024	8.323	65	28.560	19.161
3	49	17.344	8.739	64	28.325	19.119
4	49	17.678	9.176	63	28.087	19.075
5	49	18.025	9.635	62	27.846	19.029
6	49	18.387	10.117	61	27.602	18.980
7	49	18.765	10.623	60	27.355	18.929
8	49	19.160	11.154	59	27.105	18.876
9	49	19.574	11.712	58	26.852	18.820
10	49	20.006	12.297	57	26.595	18.761
11	49	20.461	12.912	56	26.335	18.699
12	49	20.938	13.558	55	26.072	18.633
13	49	21.442	14.236	54	25.806	18.565
14	49	21.971	14.947	53	25.535	18.493
15	49	22.530	15.695	52	25.261	18.418
16	49	23.123	16.480	51	24.984	18.339
17	49	23.750	17.304	50	24.702	18.256

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢 (歳)	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライブニッツ 係数	年齢 (歳)	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライブニッツ 係数
18	49	24.416	18.169	59	11	8.590	8.306
19	48	24.126	18.077	60	11	8.590	8.306
20	47	23.832	17.981	61	10	7.945	7.722
21	46	23.534	17.880	62	10	7.945	7.722
22	45	23.231	17.774	63	9	7.278	7.108
23	44	22.923	17.663	64	9	7.278	7.108
24	43	22.611	17.546	65	9	7.278	7.108
25	42	22.293	17.423	66	8	6.589	6.463
26	41	21.970	17.294	67	8	6.589	6.463
27	40	21.643	17.159	68	8	6.589	6.463
28	39	21.309	17.017	69	7	5.874	5.786
29	38	20.970	16.868	70	7	5.874	5.786
30	37	20.625	16.711	71	6	5.134	5.076
31	36	20.275	16.547	72	6	5.134	5.076
32	35	19.917	16.374	73	6	5.134	5.076
33	34	19.554	16.193	74	6	5.134	5.076
34	33	19.183	16.003	75	5	4.364	4.329
35	32	18.806	15.803	76	5	4.364	4.329
36	31	18.421	15.593	77	5	4.364	4.329
37	30	18.029	15.372	78	4	3.564	3.546
38	29	17.629	15.141	79	4	3.564	3.546
39	28	17.221	14.898	80	4	3.564	3.546
40	27	16.804	14.643	81	4	3.564	3.546
41	26	16.379	14.375	82	4	3.564	3.546
42	25	15.944	14.094	83	3	2.731	2.723
43	24	15.500	13.799	84	3	2.731	2.723
44	23	15.045	13.489	85	3	2.731	2.723
45	22	14.580	13.163	86	3	2.731	2.723
46	21	14.104	12.821	87	3	2.731	2.723
47	20	13.616	12.462	88	3	2.731	2.723
48	19	13.116	12.085	89	2	1.861	1.859
49	18	12.603	11.690	90	2	1.861	1.859
50	17	12.077	11.274	91	2	1.861	1.859
51	16	11.536	10.838	92	2	1.861	1.859
52	15	10.981	10.380	93	2	1.861	1.859
53	14	10.409	9.899	94	2	1.861	1.859
54	13	9.821	9.394	95	2	1.861	1.859
55	13	9.821	9.394	96	2	1.861	1.859
56	12	9.215	8.863	97	2	1.861	1.859
57	12	9.215	8.863	98	2	1.861	1.859
58	11	8.590	8.306	99~	1	0.952	0.952

(2) 事故の発生の日が2020年4月1日以降の場合は下表を適用します。

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢 (歳)	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者			有職者		
	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライブニッツ 係数	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライブニッツ 係数
0	49	22.181	14.980	67	36.400	28.733
1	49	22.498	15.429	66	36.067	28.595
2	49	22.825	15.892	65	35.732	28.453
3	49	23.161	16.369	64	35.393	28.306

4	49	23.508	16,860	63	35.050	28,156
5	49	23.867	17,365	62	34.704	28,000
6	49	24.236	17,886	61	34.355	27,840
7	49	24.618	18,423	60	34.001	27,676
8	49	25.013	18,976	59	33.644	27,506
9	49	25.421	19,545	58	33.283	27,331
10	49	25.844	20,131	57	32.918	27,151
11	49	26.281	20,735	56	32.549	26,965
12	49	26.735	21,357	55	32.176	26,774
13	49	27.205	21,998	54	31.799	26,578
14	49	27,693	22,658	53	31.417	26,375
15	49	28.199	23,338	52	31.031	26,166
16	49	28.726	24,038	51	30,640	25,951
17	49	29.274	24,759	50	30,245	25,730

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢 (歳)	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライプニッ ツ係数	年齢 (歳)	就労可能年 数(年)	新ホフマン係 数	ライプニッ ツ係数
18	49	29.845	25.502	59	11	9.383	9.253
19	48	29.440	25.267	60	11	9.383	9.253
20	47	29.030	25.025	61	10	8.631	8.530
21	46	28.615	24.775	62	10	8.631	8.530
22	45	28.195	24.519	63	9	7.862	7.786
23	44	27.770	24.254	64	9	7.862	7.786
24	43	27.339	23.982	65	9	7.862	7.786
25	42	26.902	23.701	66	8	7.074	7.020
26	41	26.460	23.412	67	8	7.074	7.020
27	40	26.011	23.115	68	8	7.074	7.020
28	39	25.557	22.808	69	7	6.268	6.230
29	38	25.096	22.492	70	7	6.268	6.230
30	37	24.629	22.167	71	6	5.442	5.417
31	36	24.155	21.832	72	6	5.442	5.417
32	35	23.674	21.487	73	6	5.442	5.417
33	34	23.186	21.132	74	6	5.442	5.417
34	33	22.691	20.766	75	5	4.594	4.580
35	32	22.188	20.389	76	5	4.594	4.580
36	31	21.678	20.000	77	5	4.594	4.580
37	30	21.160	19.600	78	4	3.725	3.717
38	29	20.634	19.188	79	4	3.725	3.717
39	28	20.099	18.764	80	4	3.725	3.717
40	27	19.556	18.327	81	4	3.725	3.717
41	26	19.003	17.877	82	4	3.725	3.717
42	25	18.441	17.413	83	3	2.832	2.829
43	24	17.870	16.936	84	3	2.832	2.829
44	23	17.288	16.444	85	3	2.832	2.829
45	22	16.697	15.937	86	3	2.832	2.829
46	21	16.094	15.415	87	3	2.832	2.829
47	20	15.481	14.877	88	3	2.832	2.829
48	19	14.856	14.324	89	2	1.914	1.913
49	18	14.219	13.754	90	2	1.914	1.913
50	17	13.570	13.166	91	2	1.914	1.913
51	16	12.907	12.561	92	2	1.914	1.913
52	15	12.232	11.938	93	2	1.914	1.913
53	14	11.542	11.296	94	2	1.914	1.913
54	13	10.838	10.635	95	2	1.914	1.913
55	13	10.838	10.635	96	2	1.914	1.913

56	12	10.118	9.954	97	2	1.914	1.913
57	12	10.118	9.954	98	2	1.914	1.913
58	11	9.383	9.253	99~	1	0.971	0.971

別表3 保険金請求書類

1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書（警察等の受理番号を含みます。）
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 捜査機関に告訴もしくは告発または裁判所に公訴した際の申告を証明する書類
6. 当会社が被保険者の事故状況について警察に照会し説明を求めるについての同意書
7. 死亡診断書または死体検査書
8. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
9. 法定相続人の印鑑証明書
10. 被保険者の印鑑証明書
11. 被保険者の戸籍謄本
12. 法定相続人の戸籍謄本
13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
14. その他当会社が第12条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

借家人賠償責任補償特約

<用語の定義>
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 貸主	借用戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
し 借用戸室	被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物の戸室をいいます。
そ 損壊	借用戸室を滅失、汚損または損傷することをいいます。
は 賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。ただし、借用戸室の賃借名義人がこれと異なる場合には、その賃借名義人を含みます。
ほ 保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
ほ 保険金額	当会社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において被保険者の借用戸室が被保険者の責めに届すべき事由に起因する事故（注）により損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
 - ② 被保険者の心神喪失
 - ③ 借用戸室の改築・増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った事による場合は、保険金を支払います。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
 (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。
 (注2) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注3) 使用済燃料料を含みます。
 (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 ⑤ 航空機、船舶、車両(注2)または銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 ⑥ 被保険者が損害賠償に関し貸主との間に特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 ⑦ 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
 (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
 (注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
 (注3) 空気銃を除きます。

第3条 (保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

$$\boxed{\text{支払保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 (注)}}$$

- **被保険者が貸主に対して損害賠償金を支払ったこと** - **保険証券に免責金額の記載があるより代位取得するものがある場合は、その価額** - **場合は、その免責金額**

- ② 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\boxed{\text{支出した費用の額}} \times \boxed{\text{保険金額}} \\ \boxed{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}$$

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第4条 (費用)

費用とは、被保険者が支出した次の費用(注)をいいます。

- ① 第6条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 ② 第6条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 ③ 損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 ⑤ 第8条(当会社による解決)(2)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第1条(保険金支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条 (事故発生時の義務)

保険契約者はまたは被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること(注1)。

ア.	借用戸室の損壊の発生日時、場所、借用戸室の貸主の住所、氏名または名称、事故の状況および損壊の程度
イ.	借用戸室の損壊の発生日時、場所、事故の状況または損壊の程度について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ.	損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③	他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑤	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	他の保険契約等の有無および内容(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 ② 前条②および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができると認められる額

- ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
 (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
 (3) 当会社は、正当な理由がなく(2)の規定による協力を応じない場合は、(1)の規定は適用しません。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。(注) ①規定する者がいるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 ③ ①および②に規定する者がいない場合には①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
 (注1) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限りります。
 (注2) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限りります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
 (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合はまたは(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または損害の程度、事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) ①被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- | 照会または調査 | 日数 |
|---|------|
| ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) | 180日 |
| ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) や(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本全国貨をもって行うものとします。

第11条(時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権(注)の全額

② 以外の場合
被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ存する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(先取特権)

(1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第4条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を買取る目的とし、または(2)の(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第4条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(普通保険約款との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち、次に掲げる規定は適用しません。
- ① 第17条(事故発生時の義務)
 - ② 第18条(事故発生時の義務違反)
 - ③ 第19条(保険金の請求)
 - ④ 第20条(保険金の支払時期)
 - ⑤ 第22条(時効)
 - ⑥ 第23条(代位)

- (2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期) (3)の規定中「第4章個人賠償責任補償条項の個人賠償事故」とあるのは「借家人賠償責任補償特約第1条(保険金を支払う場合)」に規定する事故」
 - ② 第1章基本条項第11条(重大事由による解除) (4)の規定中「第4章個人賠償責任補償条項に基づく」とあるのは「借家人賠償責任補償特約に基づく」

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

	提出書類
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める事故状況報告書	
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	
5. 損害を証明する書類	
6. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	
7. 被害が生じた物の額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます)	
8. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	
9. その他当会社が第10条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

賠償事故の解決に関する特約

<用語の定義> この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
は 賠償事故	日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故をいいます。 ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
ひ 被保険者	普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項または借家人賠償責任補償特約における被保険者をいいます。
ほ 保険金額	普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項および借家人賠償責任補償特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条(当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第2条(当会社による解決)

(1) ①被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

(注) 弁護士の選任を含みます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければ

なりません。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
① 1回の賠償事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 正當な理由がなく被保険者が(2) に規定する協力を拒んだ場合
④ 普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項または借家人賠償責任補償特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項または借家人賠償責任補償特約の免責金額を下回るとき。

第3条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款第1章基本条項および同第4章個人賠償責任補償条項、借家人賠償責任補償特約ならびにこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注) を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があつた場合
ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

損害 賠償額	= 被保険者が損害賠償請求 権者に対して負担する法 律上の損害賠償責任の額	次の①または②のうち、いずれか高い額 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支 払った損害賠償金の額 ② 普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項または 借家人賠償責任補償特約の免責金額
-----------	---	--

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者または保険金を受け取るべき者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
(5) (2) または(7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
(6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注) が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1) の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2) および(6) の規定にかかわらず、当会社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款第1章基本条項および同第4章個人賠償責任補償条項、借家人賠償責任補償特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注) を限度とします。
① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行なう場合において、その被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合。
(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第4条（仮貸賠償額の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
(2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
(3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申請し、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1) または②以外の3親等内の親族(注2)

(注1) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 損害賠償請求権者が、正當な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第5条（損害賠償額の支払時期）

- (1) 損害賠償請求権者が第3条(損害賠償請求権者の直接請求権) の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日(注) からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するための確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1) からその日を含めて次に掲げる日数(注2) を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 損害賠償請求権者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

(注4) 必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

- 第3条(損害賠償請求権者の直接請求権) の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合に、これを行なうことができるません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第7条（仮貸金および供託金の貸付け等）

- (1) 第1条(当会社による援助) または第2条(当会社による解決)(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、保険金額(注5) の範囲内で、仮貸付命令に基づく仮貸金を無利息で被保険者に貸しき付、また、仮差押えを免れるための供託金をもしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されるると同一の利潤で被保険者に貸し付けています。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第3条(損害賠償請求権者の直接請求権) の損害賠償額がある場合には、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注) の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

- (3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から④までの規定はその貸付金または供託金(注) を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第6条(保険金の支払額) ①ただし書

- (2) 借家人賠償責任補償特約第3条（保険金の支払額）①ただし書
 ③ 第3条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書
 ④ 第3条（7）ただし書
 (注) 利息を含みます。
- (4) (1) の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1) の当会社の名による供託金または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。
 (注) 利息を含みます。
- (5) 普通保険約第1章基本条項第19条（保険金の請求）(1) ③または借家人賠償責任補償特約第9条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- 第8条（普通保険約款との関係）
 (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第7条（費用）⑥および同章第9条（当会社による解決）の規定は適用しません。
 (2) この特約については、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第6条（保険金の支払額）②の規定中「次条」とあるのは「次条①から⑤まで」と読み替えて適用します。
- 第9条（借家人賠償責任補償特約との関係）
 (1) この特約が適用される場合には、借家人賠償責任補償特約第4条（費用）⑤および同第8条（当会社による解決）の規定は適用しません。
 (2) この特約については、借家人賠償責任補償特約第3条（保険金の支払額）②の規定中「次条」とあるのは「次条①から④まで」と読み替えて適用します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款第1章基本条項、同第4章個人賠償責任補償条項および借家人賠償責任補償特約ならびにこれらに付帯された特約の規定を準用します。

別表 損害賠償額請求書類

提出書類	
1. 損害賠償額の請求書	
2. 当会社の定める事故状況報告書	
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）が発行する事故証明書	
4. 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本	
5. 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	
6. 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領收書および休業損害の額を示す書類	
7. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書	
8. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2） (注1) 既に支払がなされた場合はその領收書をいいます。 (注2) 画像データを含みます。	
9. その他当会社が第5条（損害賠償額の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うためにくつくことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 損害賠償額を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

受託品賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
せ 受託品	被保険者が管理する財物をいいます。
そ 船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
よ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者が受託品を破損した場合にその受託品につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任については、その受託品が次条に規定する受託品に該当し、かつ、次に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取された場合に限り、保険金を支払います。

- ① 受託品が住宅内に保管されている間
- ② 受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外（注）で管理されている間

(注) 日本国・国外を問いません。

第2条（補償の対象となる受託品の範囲）

この特約において保険金支払の対象となる受託品は、被保険者が受託した財物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

- ① 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物
- ② 株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物
- ③ 稿件、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、黙算、記章その他これらに類する物
- ④ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董、彫刻物その他これらに類する美術品
- ⑤ 自動車等、船舶、航空機およびこれらに付属品
- ⑥ 銃砲、刀剣その他これらに類する物
- ⑦ 本人が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑧ 動物、植物等の生物
- ⑨ 建物（注）
- ⑩ 門、扉もしくは垣またはは置、車庫その他の付属建物
- ⑪ 公序良俗に反する物
- ⑫ その他の下欄記載の物

データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(注) 料、建具その他の従物および電気・ガス・冷房・暖房設備その他の付属設備を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第4条（保険金を支払わない—その1）に掲げるもののほか、次に掲げる事由のいずれかによって生じた受託品の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格（注）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ マ薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ③ 被保険人に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ④ 差押え、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消火または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑤ 受託品に自然発火または自然爆発
- ⑥ 偶然的な外生の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。
- ⑦ 受託品の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由
- ⑧ ねずみ食いまたは虫食い等
- ⑨ 屋根、扉、窓、通风筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊
- ⑩ 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

- (2) 当会社は、普通保険約款第4章個人賠償責任補償条項第5条（保険金を支払わない—その2）①から⑤までまたは⑦から⑨までに掲げるもののほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対する保険金を支払いません。
- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注）
 - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことによる損害賠償責任
 - ④ 受託品の収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第4条（賠償責任保険金の範囲）

当会社が支払うべき賠償責任保険金の算出においては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、損壊等（注）の生じた地および時ににおいて、もし損壊等（注）がなければ有したであろうその受託品の価額を超えないものとします。

(注) 第1条（保険金を支払う場合）の損壊、紛失または窃盗をいいます。

- 第5条（準用規定）
 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款第1章基本条項および第4章個人賠償責任補償条項ならびにこれらに付帯された特約の規定を準用します。

研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 学校	学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学（注1）、専修学校、各種学校、幼稚園、児童福祉法に基づく保育所（注2）または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園をいいます。 (注1) 大学院および短期大学を含みます。 (注2) 家庭の保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含みます。

け	研修・奉仕活動	<p>本人が日本国内において行う次に掲げる活動をいいます。</p> <p>① インターンシップ 在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことをいいます。ただし、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている、実習、実地修練、実技または就業等を除きます。</p> <p>② 介護体験活動 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に基づいて、小学校および中学校の教諭の普通免許状取得希望生が行う、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらとの者の交流等の体験をいいます。</p> <p>③ 教育実習 教育職員免許法ならばに同法施行規則第6条第1項付表に定める教育実習、同第7条第1項付表に定める心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習および同第10条の付表に定める養護実習をいいます。</p> <p>④ 保育実習 児童福祉法、同法施行令、同法施行規則および同法施行規則第6条の第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）に定める保育実習をいいます。</p> <p>⑤ ボランティア活動 隣人、地域社会または社会全般の福祉に貢献するために個人が無報酬で行う、非営利かつ非職業的活動をいいます。ただし、社会奉仕を目的としている団体、町内会、青年団、学校、P.T.A.、子ども会その他の団体に加入して行う活動またはこれらの団体を通じて行う活動に限ります。</p>
し	自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
	支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
	受託物	本人が研修・奉仕活動中に使用または管理する目的で受託した財物をいいます。
せ	船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
そ	損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
つ	通貨等	通貨および小切手をいいます。
は	賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
ほ	保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
	保険金額	当会社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か	学校教育法（昭和22年法律第26号）
き	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）
	教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）
し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
	就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）

第1条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人の親権者およびその他の法定の監督義務者もしくは監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人の親権者以外の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）については、本人に関する事故に限ります。
- ③ 本人の親権者が責任無能力者である場合は、その者の法定の監督義務者および監督義務者に代

わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、本人の親権者に関する事故に限ります。

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りません。

(2) (1) の本人と本人以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった第3条（保険金を支払う場合）の事故発生の時におけるものをいいます。

第2条（個別適用）

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(2) (1) の規定によって、第7条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき保険金額が増額されるものではありません。

第3条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、受託物が、日本国内において研修・奉仕活動中に生じた偶然な事故（注）により損壊しましたが紛失もしくは盗取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款第1章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

(2) 本人が研修・奉仕活動中に行う作業の対象物または仕事の目的物は、(1) にいう受託物とみなします。

(3) 本人が学校に在籍している場合は、(1) の「受託物について正当な権利を有する者」にはその学校を含みません。

第4条（補償の対象となる受託物の範囲）

この特約において保険金支払の対象となる受託物には、次に掲げるものを含みません。

① 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物

② 株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物

③ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、歎章、記章その他これらに類する物

④ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑤ 貴金属、宝石、宝石および書画、骨董、彫刻物その他これらに類する美術品

⑥ 自動車、自動車等、船舶、昇降機、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウイングドーサーフィンおよびこれらの付属品

⑦ 銃砲、刀剣その他これらに類する物

⑧ 本人が普通保険約款別表2に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具

⑨ 動物、植物等の生物

⑩ 建物（注）

⑪ 門、扉もしくは垣または柵または物置、車庫その他の付属建物

⑫ その他下欄記載の物

対象なし

(注) 置、建具その他の従物および電気・ガス・冷房・暖房設備その他の付属設備を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 本人の殺人行為、犯罪行為または闘争行為

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

④ 本人に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥

⑤ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

⑩ 差押え、徵収、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

⑪ 受託物に生じた自然発火または自然爆発

⑫ 偶然外來の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故（注6）。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。

⑬ 受託品の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由

⑭ ねずみ食いまたは虫食い等

⑮ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょう

⑯ 設備、機械類の修理、分解、改造、変形、加工、取替えまたは据え付け作業。ただし、直接作業が加えられていた部分に生じた損害に限ります。

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が

害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) データ、ソフトウエアもしくはプログラム等に生じた故障、誤動作、不具合、消失ならびにウィルス感染等を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者が損害賠償に関して第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑥ 航空機、昇降機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任
- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託物を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注4）
- ⑨ (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- ⑩ (注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
- ⑪ (注3) 空気錠を除きます。
- ⑫ (注4) 収益減少に基づく賠償責任を含みます。

第7条 (保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} \quad (\text{注1}) \quad (\text{注2})$$

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

- 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

- ② 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条③および④の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\boxed{\text{支出した費用の額}} \times \boxed{\text{保険金額}}$$

①の被保険者が負担する損害賠償責任の額

(注1) 事故の生じた地および時ににおいて、もし事故がなければ有したであろう被害受託品の価額を超えないものとします。

(注2) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第8条 (費用)

費用とは、被保険者が支出した次の費用（注5）をいいます。

- ① 第10条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第10条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑤ 当会社は、第12条（当会社による解決）(2)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

（注5）収入の喪失を含みません。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第3条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条 (事故発生時の義務)

保険契約または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること（注1）。
- | | |
|----|---|
| ア. | 事故発生の日時、場所、受託物について正当な権利を有する者の住所、氏名または名称、年齢、職業、受託物および受託物の損害の状況 |
| イ. | 事故発生の日時、場所または受託物の損害の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 |
| ウ. | 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 |
- ③ 受託物が盗取された場合にあっては、遅滞なく警察署へ届け出ること。
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (事故発生時の義務違反)

- ① 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- ② 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (当会社による解決)

- ① 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- ② (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- ③ 当会社は、正当な理由がなく (2) の協力に応じない場合は、(1) の規定は適用しません。

第13条 (保険金の請求)

- ① この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権者は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と損害賠償請求権者の間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ② 保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ③ 保険者による保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない場合に、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
- ④ 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- ⑤ (注2) 普通保険約款第1章基本条項＜用語の定義＞における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- ④ (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、保険契約、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ⑥ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合はまたは (2)、(3) もしくは (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類も

しくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払由来発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査

	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) より (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を往行なかつた場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第15条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権（注）の全額

- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当会社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するに必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条（先取特権）

- (1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行ったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）③または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第8条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（普通保険約款との関係）

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第17条（事故発生時の義務）
- ② 第18条（事故発生時の義務違反）
- ③ 第19条（保険金の請求）
- ④ 第20条（保険金の支払時期）
- ⑤ 第22条（時効）
- ⑥ 第23条（代位）

- (2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「第4章個人賠償責任補償条項に基づく個人賠償事故」とあるのは「研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償特約第3条（保険金を支払う場合）」に規定する事故」
- ② 第1章基本条項第11条（重大事由による解除）（4）②の規定中「第4章個人賠償責任補償条項に基づく」とあるのは「研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償特約に基づく」

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）が発行する事故証明書
⑤ 受託物を盗取された場合には、警察署への密難届出証明書またはこれに代わるべき書類。ただし、警察署においてその証明書が発行されない場合は、警察署へ届け出た受理番号の確認をもってこれに代えるものとします。
⑥ 受託物の損壊、紛失もしくは盗取が、本人の研修・奉仕活動中に発生したことを証明する書類
⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑧ 被害が生じたものの価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書）および被害が生じたものの写真（画像データを含みます。）
⑨ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑證明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑩ その他当会社が第14条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うためににくくことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ	口座振替 指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	指定口座 保険契約者が指定する口座をいいます。
初回保険料 保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。	
て	提携金融機関 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	分割払特約 保険料を分割して払い込むことを定めた特約をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 保険契約締結の際に、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、(4) に規定する初回保険料払込期日に口座振替によって行うものとし

ます。

- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。
（注）振替日は損害保険料口座振替依頼書等に記載された期日とします。
- (5) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、提携金融機関にて口座振替請求が行われなかつたことによる場合は、当会社が口座振替請求を行なう場合を除きます。
- （注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (6) この保険契約に、分割払特約が付帯されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、分割払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第3条（初回保険料領収前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が（1）に規定する初回保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、（1）、（2）、（6）および次条（1）の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、この保険契約に、分割払特約が付帯されているときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まれなければならないません。
- (5) (4) の規定にかかわらず、事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行つた場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による傷害または損害に対して保険金を支払います。
- (6) (5) の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠つた場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定は、分割払特約の規定に優先して適用されます。
- (3) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かつてのみその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料分割払特約（一般）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ し し 初 つ て ね は ふ は	<p>口座振替 指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。</p> <p>次回払込期日 払込期日のその翌月の払込期日をいいます。</p> <p>指定口座 保険契約者が指定する口座をいいます。</p> <p>初回追加保険料 追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は初回分割追加保険料をいいます。</p> <p>追加保険料 普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。</p> <p>提携金融機関 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。</p> <p>年額保険料 この保険契約に定められた総保険料をいいます。</p> <p>払込期日 保険証券記載の払込期日をいいます。</p> <p>分割追加保険料 追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。</p> <p>分割保険料 年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。</p>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第2条（分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まれなければなりません。

区分	分割保険料の払込み
① 初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠つた理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

(1) 保険期間が始まつた後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠つた場合は、当会社は、初回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠つた場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。

(3) (2) の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠つた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠つた払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まれなければなりません。

(4) (2) の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(2)、(3) および第6条（保険契約の解除－分割保険料不払の場合）(1) ①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」を読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条（追加保険料の払込み）

(1) 次のいずれかの規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込むことができます。

① 普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1) ①

② 普通保険約款第1章基本条項第14条(1) ②

③ 普通保険約款第1章基本条項第14条(1) ③

(2) (1) の場合において、追加保険料を分割して払い込む場合は、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まれなければなりません。

(3) (1) の場合において、追加保険料を口座振替により払い込む場合は、当会社は、追加保険料(注)を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。

(注) 分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第5条（追加保険料不払の場合の取扱い）

(1) 当会社は、保険契約者が前条（1）①または②の初回追加保険料の払込みを怠つた場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかつた場合に限ります。

(2) (1) の解除は、将来に向かつてのみその効力を生じます。

(3) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

(4) 前条（1）①の追加保険料を請求する場合において、(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 前条（1）②の追加保険料を請求する場合において、(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があつた後に生じた事故による傷害に對しては、普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(4) の規定を適用して、保険金を削減して支払います。

(注) 普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(6) 前条（1）③の追加保険料の払込みを怠つた場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に對しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

(7) 初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかつた場合で、その払込期日の属

する月の翌月末日までに生じた事故による傷害、損失または損害に対して、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料（注）を当会社に払い込まなければなりません。

(注) 初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。

(8) (1) よび (7) の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者は故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1) よび (7) の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対するその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第6条 (保険契約の解除一分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① (1) による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1) (2) による解除の場合は、次回払込期日
 - (3) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料分割払特約（一般団体）

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ	口座振替 指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	次回払込期日 払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は初回分割追加保険料をいいます。
つ	追加保険料 普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
て	提携金融機関 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料 この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日 保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ	分割追加保険料 追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
	分割保険料 年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が年額保険料に分割保険料に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第2条 (分割保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、分割保険料を次の区分に従い、当会社に払い込まなければなりません。

区分	分割保険料の払込み
① 初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回分割保険料相当額の集金手続を行なう最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むことができます。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条 (分割保険料領収前の事故)

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日のその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- (3) (2) の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (2) の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(2)、(3) よび第6条（保険契約の解除一分割保険料不払の場合）(1) の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 次のいずれかの規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込むことができます。
 - ① 普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1) ①
 - ② 普通保険約款第1章基本条項第14条 (1) ②
 - ③ 普通保険約款第1章基本条項第14条 (1) ③
- (2) (1) の場合において、追加保険料を分割して払い込む場合は、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) (1) の場合において、追加保険料を口座振替により払い込む場合は、当会社は、追加保険料（注）を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。

(注) 分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

第5条 (追加保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 当会社は、保険契約者が前条 (1) ①または②の初回追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限ります。
- (2) (1) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (4) 前条 (1) の追加保険料を請求する場合において、(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 前条 (1) の追加保険料を請求する場合において、(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(4) の規定を適用して、保険金を削減して支払います。

(注) 普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または (2) の変更の事実をいいます。
- (6) 前条 (1) ③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。
- (7) 初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに生じた事故による傷害、損失または損害に対して、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料（注）を当会社に払い込まなければなりません。

(注) 初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。
- (8) (1) よび (7) の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1) よび (7) の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対するその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第6条 (保険契約の解除一分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- 第7条（通用規定）
 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内（集金事務委託契約書にこれと異なる記載がある場合にはその期日まで）に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害、損失または損害に対しては、保険金を支いません。

第3条（保険契約の解除・保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

保険契約の自動継続に関する特約（分割払契約用）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第2条（保険契約の継続）(1) または (2) の規定により継続される保険契約をいいます。
は 払込期日	① 継続契約の初回分割保険料については、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日をいいます。 ② 継続契約の第2回目以降の分割保険料については、①の翌月以降の毎月の応当日をいいます。
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か [学校教育法（昭和22年法律第26号）]

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険料分割払契約（一般）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

(1) この保険契約が満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

（注）第6条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することができます。

(3) (1) やび (2) の規定にかかわらず、この保険契約が満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合または学校教育法に定める学校の学生および生徒（注）でなくなった場合には、この保険契約は継続されないものとします。

（注）入学手続を終えた者を含みます。

(4) (1) やび (2) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の分割保険料および払込方法）

(1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の初回分割保険料および第2回目以降の分割保険料を、それぞれの払込期日に払い込むものとします。

(3) 継続契約の初回分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が継続契約の初回分割保険料の払込期日までに継続契約の初回分割保険料を払いり、かつ、払込みを忘了の理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を継続契約の初回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）その振替日が継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

(4) (3) の規定により、継続契約の保険期間の初日の属する月の翌月以降に継続契約の初回分割保

険料を口座振替する場合は、当会社は、継続契約の第2回目以降に払い込むべき分割保険料と初回分割保険料を同時に口座振替します。

第4条（継続契約の初回分割保険料領収前の事故）

(1) 継続契約の初回分割保険料の払込期日に継続契約の初回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の初回分割保険料を、その継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の初回分割保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の初回分割保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。

(3) 前条の継続契約の初回分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が(1)に規定する継続契約の初回分割保険料の払込みを忘了について、保険契約者が故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1)、(2) および次条(1)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(4) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、継続契約の初回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対して保険金の支払を受けける場合には、その支払を受けるために、保険契約者は、継続契約の初回分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条（継続契約の解除・初回分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、継続契約の初回分割保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の初回分割保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の規定は、継続契約に付帯された保険料分割払特約（一般）の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（継続契約に適用される制度・料率等）

(1) この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第2条（保険契約の継続）(1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1) の規定により第3条（継続契約の分割保険料および払込方法）から第5条（継続契約の解除・初回分割保険料不払の場合）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについて、その変更後の規定を適用します。

第7条（継続契約に適用される特約）

(1) この保険契約が第2条（保険契約の継続）(1) の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

(2) この保険契約に初回分割保険料の口座振替に関する特約が付帯されている場合、継続された保険契約については、この特約の規定が優先して適用されます。

第8条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者はまたは被保険者になる者は、第2条（保険契約の継続）(1) および(2) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）継続前契約の告知事項について、次に掲げる変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。

ア. 普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）(3) ③の規定による訂正に基づく変更
 イ. 同第3条（傷害補償賃条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(1) および(2) の規定による通知に基づく変更

(2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者はまたは被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなつた場合
 ② 当会社が、保険契約継続の際（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らないかった場合（注）

③ 保険契約者はまたは被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合は、その継続契約の継続時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げたことを勤めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除がこの保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その後の返済を請求することができます。

（注）(1) の告知事項の変更が、被保険者の職業または職務の変更である場合は、普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償賃条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(3) の規定に準じ、保険金を削減して支払います。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した傷害、損失または損害については適用しません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された保険料分割払特約（一般）の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約（年払契約用）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第2条（保険契約の継続）(1) または(2) の規定により継続される保険契約をいいます。
は 払込期日	継続契約の保険期間の満了する日の属する月の末日をいいます。
は 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年／法令番号）

か 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

（注）第6条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することができます。

(3) (1) やび(2) の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合または学校教育法に定める学校の学生および生徒（注）でなくなった場合には、この保険契約は継続されないものとします。

（注）入学手続きを終えた者を含みます。

(4) (1) やび(2) の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、払込期日までに払い込むものとします。

(3) 継続契約の保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が継続契約の保険料の払込期日までに継続契約の保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、当会社が口座振替請求を行つた最も早い振替日（注）を継続契約の保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合は除きます。

（注）その振替日が継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌々月の応当日以降となるときには、継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌々月の応当日とします。

第4条（継続契約の保険料領取前年の事故）

(1) 継続契約の保険料の払込期日に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を、その継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込むなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。

(3) 前条の継続契約の保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が（1）に規定する継続契約の保険料の払込みを怠つたことについて、保険契約者は故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、（1）、（2）および次条（1）の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。

(4) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取る者が、継続契約の保険料領取前に生じた事故による傷害、損傷または損害に対する保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、継続契約の保険料を当会社に払い込むなければなりません。

第5条（継続契約の解除－保険料不払の場合）

(1) 当会社は、継続契約の保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（継続契約に適用される制度・料率等）

(1) この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第2条（保険契約の継続）(1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1) の規定により第3条（継続契約の保険料および払込方法）から第5条（継続契約の解除－保険料不払の場合）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第7条（継続契約に適用される特約）

(1) この保険契約が第2条（保険契約の継続）(1) の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

(2) この保険契約に初回保険料の口座振替に関する特約が付帯されている場合、継続された保険契約については、この特約の規定が優先して適用されます。

第8条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者は被保険者になる者は、第2条（保険契約の継続）(1) および(2) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）継続前契約の告知事項について、次に掲げる変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。
ア. 普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）(3) ③の規定による訂正に基づく変更
イ. 同章第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(1) および(2) の規定による通知に基づく変更

(2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者は、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2) に規定する事実が実くなつた場合
② 当会社が、保険契約継続の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者は被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出した事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認める限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時から5年を経過した場合（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

④ (2) の規定による解除がこの保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第13条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）(1) の告知事項の変更が被保険者の職業または職務の変更である場合は、普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(3) の規定に準じ、保険金を削減して支払います。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した傷害、損失または損害については適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

通信販売に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第6条（保険契約の継続）(1) または(2) の規定により継続される保険契約をいいます。
こ 口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し 初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
し 初回保険料払込期日	初回保険料の払込方法ごとに当会社の定める期日をいいます。
て 提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

第1条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対しても書面により保険契約の申込みをしようとする者は、保険契約申込書に所定の事項を記載し、当会社もしくは代理店に送付することまたはインターネット等のネットワークを通じて保険契約の申込みをすることができるものとします。

(2) (1) の規定により、当会社が保険契約の申込みを受けた場合、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、受け入れを認めない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨を通知します。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険契約申込書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。

(2) 保険契約者は、申込みをした後、初回保険料を初回保険料払込期日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

- ① 銀行振込
② 口座振替
③ 書留
④ クレジットカード払

(3) (2) の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

(4) 保険料を分割して払い込む場合で、(3) の規定により初回保険料払込期日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

(5) 保険契約者は、(2) に定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、(2) の初回保険料を払い込むことができるものとします。この場合に、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3) の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた事故に関する規定は適用されないものとします。

(6) (2) から(5) までの規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。

(7) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に、(2) の規定によるいすれかの手続または(6) の規定に基づく方法により払い込まれなければなりません。

第3条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任の始期および終期は、普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日（注1）の次の時刻に始まります。 ア. 以外の場合 午前0時（注2）
イ. この保険契約が継続契約の場合 午後4時	<p>（注1）初回保険料払込期日（注3）の翌日以降とします。</p> <p>（注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。</p> <p>（注3）前条（3）の規定により初回保険料払込期日が変更される場合には、変更前の初回保険料払込期日とします。</p>
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

第4条（初回保険料領収前の事故）

(1) 初回保険料払込期日までに第2条（保険料の払込方法）(2) の初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、その初回保険料を、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が、第2条（保険料の払込方法）(2) の初回保険料について、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領収したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。

(3) 第2条（保険料の払込方法）(2) の手続により初回保険料を払い込む場合で、保険契約者が(1) に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、(1)、(2) および次条（1）の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日と読み替えて、この特約を適用します。

(4) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第2条（保険料の払込方法）

(2) の初回保険料払込前に生じた事故による傷害、損失または損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、その初回保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

第5条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

(1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) の規定は、保険料を分割して払い込む場合にこの保険契約に付帯された特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（保険契約の継続）

(1) この保険契約が満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。

（注）第10条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

(2) (1) の規定にかかわらず、継続時の当会社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がな限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。

(3) (1) および(2) の規定にかかわらず、この保険契約が満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合または学校教育法に定める学校の学生および生徒（注）でなくなった場合には、この保険契約は継続されないものとします。

（注）入学手続きを終えた者を含みます。

(4) (1) および(2) の規定により、この保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第7条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
(2) 保険料を一括して払い込む保険契約の場合の継続契約の一時払保険料は、当会社が事前に通知した継続契約の初回保険料払込期日までに、第2条（保険料の払込方法）(2) の規定によるいすれかの手続または同条（5）の規定による手続もしくは同条（6）の規定に基づく方法により払い込むものとします。

(3) 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の初回分割保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、第2条（保険料の払込方法）(2) の規定によるいすれかの手続または同条（5）の規定による手続もしくは同条（6）の規定に基づく方法により払い込むものとします。

(4) (2) または(3) の継続契約における初回保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）(2) の手続による場合で、保険契約者が継続契約の初回保険料払込期日までに継続契約の初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を継続契約の初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）その振替日が継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。

(5) 保険料を分割して払い込む場合で、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月以降に継続契約の初回分割保険料を口座振替する場合は、当会社は、継続契約の第2回目以降に払い込むべき分割保険料と初回分割保険料を同時に口座振替します。

第8条（継続契約の初回保険料領収前の事故）

(1) 前条（2）または(3) の継続契約の初回保険料払込期日に継続契約の初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の初回保険料を、その継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の初回保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の初回保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。

(3) 前条（2）または(3) の継続契約における初回保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）(2) の手続による場合で、かつ、保険契約者が(1) に規定する継続契約の初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1)、(2) および次条（1）の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対してその継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(4) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、継続契約の初回保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は、継続契約の初回保険料不払の場合

(1) 当会社は、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の初回保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の規定は、保険料を分割して払い込む場合に継続契約に付帯された特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（継続契約に適用される制度・料率等）

(1) この保険契約が適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第6条（保険契約の継続）(1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。

（注）普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。

(2) (1) の規定により第7条（継続契約の保険料および払込方法）から第9条（継続契約の解除－初回保険料不払の場合）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第11条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第6条（保険契約の継続）(1) の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第12条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者はまたは被保険者になる者は、第6条（保険契約の継続）(1) および(2) の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）継続前契約の告知事項について、次に掲げる変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。

ア. 普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）(3) (3) の規定による訂正に基づく変更
イ. 同章第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）(1) および(2) の規定による通知に基づく変更

(2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者はまたは被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合はまたは事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が、保険契約継続の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこ

れを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者はまたは被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（4）（2）の規定による解除がこの保険契約によって保険金を支払うべき傷害、損失または損害の原因となった事故が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第13条（保険契約解除・解約の效力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注）（1）の告知事項の変更が被保険者の職業または職務の変更である場合は、普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）（3）の規定に準じ、保険金を削減して支払います。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかずには発生した傷害、損失または損害の原因となつた事故については適用しません。

第13条（死亡保険金受取人）

この保険契約における死亡保険金受取人は、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人とします。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

通信販売に関する特約の一部変更に関する特約

第1条（特約の適用条件）

この特約は、次のいずれも満たしている場合に適用します。

① 通信販売に関する特約第2条（保険料の払込方法）（2）②の手続により同条に規定する初回保険料を払い込むこと。

② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（通信販売に関する特約との関係）

当会社は、この特約により、通信販売に関する特約第3条（保険責任の始期および終期）を次のとおり読み替えて適用します。

「

第3条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任の始期および終期は、普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の次の時刻に始まります。 ア. イ以外の場合 午前0時（注） イ. この保険契約が継続契約の場合 午後4時 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

」

長期保険特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
つ	追加保険料	普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
は	保険年度	① 保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度について、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 ② 保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度について、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に保険料を払い込まなければなりません。

第2条（保険料の変更一告知義務の場合）

普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額

に基づき、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

第3条（保険料の変更一職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

次に掲げる事由により保険料を変更する必要がある場合に、当会社は、未経過期間（注1）に対応する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

① 職業または職務の変更の事実（注2）がある場合

② 普通保険約款等の規定により保険契約の条件の変更がある場合

（注1）保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実が生じた日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。

（注2）普通保険約款第1章基本条項第3条（1）または（2）の変更の事実をいいます。

第4条（追加保険料不払いの場合の取扱い）

（1）保険契約者が第2条（保険料の変更一告知義務の場合）および前条①の追加保険料の払込みを怠った場合（注3）では、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注3）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（2）（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

（3）第2条（保険料の変更一告知義務の場合）の追加保険料を請求する場合において、（1）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注4）。

（注4）既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。

（4）前条の追加保険料を請求する場合において、（1）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注5）があった後に生じた事故による傷害に対しては、普通保険約款第1章基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（4）の規定を適用して、保険金を削減して支払います。

（注5）普通保険約款第1章基本条項第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

（5）保険契約者が前条②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害に対する、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第5条（保険料の変更一保険料率の改定）

保険期間の中途において、この保険契約に適用した保険料率を改定した場合でも、当会社は、この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求を行いません。

第6条（保険料の返還一無効、失効または取消しの場合）

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区分	計算方法
① 普通保険約款第1章基本条項第6条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合または同章第9条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合	当会社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の期間に対応する保険料を返還します。
② 普通保険約款第1章基本条項第6条（保険契約の無効）②の規定により保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料に当会社所定の利率（年6分以内）により計算した利息をつけて、保険契約者に返還します。
③ 保険契約が失効となる場合	ア. 未経過期間に対応する保険料を返還します。 イ. 普通保険約款第3章育英費用補償条項または普通保険約款に付帯された学校管理下外の倍額支払に関する特約もしくは学校管理下動産補償特約が失効した場合には別に定めるところにより計算した保険料を返還します。

第7条（保険料の返還一解除または解約の場合）

次に掲げる保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。

① 次の規定により、当会社が保険契約を解除した場合

ア. 普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）（2）、第3条（傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第11条（重大事由による解除）（1）または第14条（保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・傷害補償条項の職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）

イ. 第4条（追加保険料不払いの場合の取扱い）（1）

② 普通保険約款第1章基本条項第10条（保険契約による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合

③ 普通保険約款第1章基本条項第11条（重大事由による解除）（2）の規定により、当会社が保険契約（注6）を解除した場合

④ 普通保険約款第1章基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注1）を解約した場合

⑤ 普通保険約款第1章基本条項第12条（被保険者による保険契約の解約請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注1）を解約した場合（注2）

（注1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注2）返還保険料は保険契約者に返還します。

第8条（普通保険約款等との関係）

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。
- ① 第15条（保険料の返還一無効、失効または取消しの場合）
 - ② 第16条（保険料の返還一解除または解約の場合）
- (2) この特約については、普通保険約款のうち次の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第2章傷害補償金条項第4条（死亡保険金の支払）(1) の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」であるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」
 - ② 第2章傷害補償金条項第9条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」
- (3) この特約については、次に掲げる各特約の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」と読み替えて適用します。
- ① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約第9条（当会社の責任限度額）および第10条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）(2)
 - ② 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約第11条（当会社の責任限度額）および第12条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）(2)
 - ③ 携行品損害補償特約第4条（携行品損害保険金の支払額）(2)
 - ④ 学校運転自動車補償特約第4条（学校管理下自動車保険金の支払額）(2)
 - ⑤ 救援費用等補償特約（入院条件3日型）第6条（当会社の責任限度額）
 - ⑥ こども搜索費用補償特約第5条（支払保険金の限度）
 - ⑦ ストーカー行為等被害費用補償特約第6条（支払保険金の限度額）
 - ⑧ 疾病回復支援費用補償特約第5条（疾病回復支援費用保険金の支払額）(1)
 - ⑨ 生活用動産補償特約第6条（支払保険金の限度）
- (4) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）が付帯されている場合において、この特約を適用するときは、後遺障害保険金等の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）による読み替え後の普通保険約款第2章補償金条項第5条（後遺障害保険金の支払）(5) の規定中「既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」とあるのは「既に存在していた身体の障害が、新たな後遺障害の原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害により、この保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は」と読み替えて適用します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ	引受保険会社

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社が行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての受取保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書への受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る変更承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ のその他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に關し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に關し保険契約者が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第1章基本条項第27条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外

の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合

保険料クレジットカード払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い	一時保険料
か	カード会社
く	会員規約等
つ	クレジットカード
ね	追加保険料
ふ	年額保険料
ほ	分割保険料
ほ	保険料

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が保険料をクレジットカードによって払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者から、保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- (3) 当会社は、(2) の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料領収前の事務）

- (1) 前条の規定により、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に生じた事故による傷害、損失または損害の取扱いに関する規定を適用しません。
- (注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始の時とします。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

- ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っている場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして(1) の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行わないと

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(1)の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が運営なくその保険料を払い込んだときは、前条(1) の規定を適用します。

第5条（直接請求保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者が、前条(2) の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条（保険料の返還の特則）

普通保険約款等の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(2) の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、または保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

弊社からご契約者のみなさまへのお願い

次のような場合、弊社までご連絡をお願いします。

ご契約内容に次のような変更が発生したときは…

- (1) ご契約者の住所が変更になったとき
- (2) ご契約内容の変更をご希望されるとき

事故にあわれたときは…

すぐに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また弊社の承認がないまま、賠償金等を支払われた
場合には、約款の規定により保険金のお支払いが円滑
に進まなくなる場合があります。